

飯田市児童虐待防止対策マニュアル



オレンジリボン憲章

私たちは、子どもの成長と発達を支援することが社会全体の責任であることを自覚して、次のとおり行動します。

- 1 私たちは、子どものいのちと心を守ります。
 - 2 私たちは、家族の子育てを支援します。
 - 3 私たちは、里親と施設の子育てを支援します。
 - 4 私たちは、地域の連帯を拡げます。
- 私たちは、子ども虐待のない社会を目指します。



児童相談所全国共通ダイヤル

☎ 189

長野県児童虐待・DV24時間ホットライン

☎ 026-219-2413

飯田市要保護児童対策地域協議会

2025年3月

飯田市児童虐待防止対策マニュアルの発行（改訂）にあたって

我が国においては、「しつけのために子どもを叩くことはやむを得ない」という意識が根強く存在します。世の中には、そうしたしつけの名の下に行われる体罰が徐々にエスカレートし、深刻な虐待を引き起こす事例が存在します。こうした状況を踏まえ、2019年6月に成立した児童福祉法等の改正法においては、体罰が許されないものであることが法定化され、2020年4月1日から施行されました。こどもの権利が守られ、体罰のない社会を実現していくためには、一人ひとりが意識を変えていくとともに、子育て中の保護者に対し、支援も含めて社会全体で取り組んでいく必要があります。

一方、児童虐待の早期発見、早期支援また再発予防のためには、こどもとその家族に係る機関や関係者が連携して対応することが必要です。飯田市では、飯田市要保護児童対策地域協議会（飯田市子育て支援ネットワーク協議会）を設置し、発生予防から早期発見、適切な対応等、こどもとその家族に寄り添った支援を進めてきました。今後も、要保護児童対策地域協議会の仕組みを活用した取り組みを進め、児童虐待に係る皆さんが適切に相談援助活動を実施できるよう、飯田市児童虐待防止対策マニュアルを改訂し、多くの関係機関、関係者でマニュアルを活用していただくことで、こどもたちの健やかな育ちや未来を守りたいと思います。

2025年3月

目 次

第 1 章 児童虐待に関する基本的事項

1 児童虐待のとらえ方	1
2 児童虐待の定義	1
3 児童虐待の禁止	1
4 児童虐待の種類	2
5 虐待の判断にあたっての留意点	3
6 虐待がこどもに与える影響	3
7 虐待の背景	5
8 体罰によらない子育てのために	6

第 2 章 児童虐待の発見と対応

1 早期発見のポイント	9
2 虐待対応の原則	10
3 通告・相談後の対応の流れ	12

第 3 章 飯田市要保護児童対策地域協議会のしくみ

1 要保護児童対策地域協議会とは	16
2 要対協活用のメリット	17
3 要対協における情報共有	17
4 要対協における守秘義務	18
5 要対協を構成する会議と運営	18

第 4 章 要対協構成機関等の役割

1 飯田市こども課	20
2 飯田市保健課	21
3 飯田市保育家庭課	22
4 飯田市福祉課	22
5 飯田市教育委員会（教育相談係）	23
6 長野県飯田児童相談所	23
7 長野県飯田保健福祉事務所（保健所）	25
8 長野県飯田警察署	25
9 医療機関・助産機関	26
10 民生児童委員・主任児童委員・人権擁護委員	27
11 保育所・認定こども園、小学校・中学校、児童発達支援センター、 長野県飯田養護学校	28
12 地域子育て支援拠点・児童センター・児童クラブ・ 飯伊圏域障がい者総合支援センター・放課後等デイサービス事業所	29
13 児童養護施設・乳児院	30

(14) 飯田広域消防本部	31
(15) 飯田市ファミリー・サポート・センター	31

第5章 児童虐待を防止するために

飯田市児童虐待防止対策の事業体系	32
------------------	----

第6章 資料編

虐待相談・通告受付票	34
気づきのポイント情報提供ツール	35
早期発見のためのチェックリスト	38
一時保護決定に向けてのアセスメントシート	40
一時保護に向けてのフローチャート	41
児童福祉法（抜粋）	42
児童虐待の防止に関する法律（抜粋）	45
飯田市要保護児童対策地域協議会運営要綱	53
飯田市要保護児童対策地域協議会代表者会議委員選出機関	56
飯田市要保護児童対策地域協議会実務者会議関係機関	57
飯田市要保護児童対策地域協議会構成機関一覧	58

第1章 児童虐待に関する基本的事項

1 児童虐待のとらえ方

児童虐待は、こどもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあり、こどもに対する最も重大な権利侵害です。児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」という。）では、「児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことに鑑み、児童虐待の防止等に関する施策を推進する」旨を明記しています。児童虐待への対応に際しては、常にこうした認識に立ち、「こどもの権利擁護」を図るよう努めることが求められます。

2 児童虐待の定義

児童虐待防止法において「児童虐待」とは、殴る、蹴るなどの身体的暴行や、性的暴行によるものだけでなく、心理的虐待やネグレクトも含むものであることを明確に定義しています。具体的には、次のように第二条において、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に児童を監護する者）が、その監護する児童（18歳に満たない者）について行う次に掲げる行為をいいます。

児童虐待防止法（児童虐待の定義・児童に対する虐待の禁止）

第二条

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

第三条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

3 児童虐待の禁止

児童虐待防止法第三条では、「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」としていますが、これは、保護者による虐待のみならず、そもそも本来保護すべきこどもに対して、だれも虐待をすることは許されないことを規定したもので、第二条で規定されている保護者によるこども虐待のみならず、幅広くこどもの福祉を害する行為や不作為を含み、こどもに対する虐待を禁止しています。

4 児童虐待の種類

虐待には、次の4種類があります。これらは、いずれか一つではなく、いくつかのタイプの虐待が重複して起きることも少なくありません。

「児童虐待防止法」による4つの類型

身体的虐待

- 打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、タバコなどによる火傷など
- 首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、食事を与えない、戸外に締め出す、縄などにより一室に拘束する

心理的虐待

- 言葉による脅かし、脅迫
- こどもを無視する、拒否的な態度を示すこと
- こどもの心を傷つけることを繰り返す
- こどもの自尊心を傷つけるような言動
- こどものきょうだいに上記のような行為を行う
- 他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする
- 配偶者やその他の家族などに対する暴力や暴言

性的虐待

- こどもへの性交、性的行為（教唆を含む）
- こどもの性器を触る又は触らせるなどの性的行為（教唆を含む）
- こどもに性器や性交を見せる
- こどもをポルノグラフィーの被写体などにする

ネグレクト（保護の怠慢・拒否）

- こどもの健康・安全への配慮を怠っている（重大な病気になっても病院へ連れていかない、乳幼児を家に残したまま外出する、乳幼児などの自動車内への放置）
- こどもの意思に反して学校等に登校させない、こどもが学校などに登校するよう促すなどのこどもの教育を保障する努力をしない
- こどもにとって必要な情緒的欲求に応えていない
- 食事、衣服、住居など極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢（適切な食事を与えない、下着など長期間ひどく不潔なままにする）
- こどもを、遺棄や置き去りにする
- 同居人や自宅に出入りする第三者が、身体的、性的、心理的虐待を行っているにもかかわらず、それを放置する

5 虐待の判断にあたっての留意点

虐待であるかどうかの判断は、児童虐待防止法の定義に基づき、こどもの状況、保護者の状況、生活環境等から総合的に判断されます。その際留意すべきことは、こどもの側に立って判断するということです。

保護者の意図によらず、こどもの立場から、こどもの安全と健全な育成が図られているかどうかに着目して判断すべきで、あくまでもこどもの視点で「こどもにとって有害かどうか」で判断します。

保護者によっては自らの暴行や体罰などの行為をしつけであると主張する場合がありますが、たとえ親にとって愛情に根ざした「しつけ」のつもりであっても「こどもにとって有害な行為」であれば虐待となります。

児童虐待防止法（児童の人格の尊重等）

第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

6 虐待がこどもに与える影響

児童虐待は、こどもに対する最も重大な権利侵害です。虐待はこどもへの心身の成長や人格形成に重大な影響があり、虐待を受けていた期間、虐待の態様、こどもの年齢や性格等によりさまざまですが、身体的影響、知的発達面への影響、心理的影響について、共通した特徴がみられます。

① 身体への影響

打撲、切創、熱傷など外から見てわかる傷、骨折、鼓膜穿孔、頭蓋内出血などの外から見えない傷、栄養障害や体重増加不良、低身長などが見られる。愛情不足により成長ホルモンが抑えられた結果、成長不全を呈することもある。こうしたこどもは、一時保護された後の短期間で大幅な身長伸びや体重増加を示すことがあります。

身体的虐待が重篤な場合には、死に至る、重い障害が残るなどの可能性があります。

② 知的発達面への影響

安心できない環境で生活することにより落ち着いて学習に向かうことができない、ネグレクトの状態で養育されることで学校への登校もままならない場合があります。そのため、もともとの能力はあっても知的な発達が十分に得られないことがあります。また、虐待する養育者は、こどもの知的発達にとって必要なやりとりを行わない場合や、逆に年齢や発達レベルにそぐわない過大な要求をする場合があります、その結果としてこどもの知的発達を阻害してしまうことがあります。

③ 心理的影響

ア 対人関係の障害

こどもにとって最も安心を与えられる存在であるはずの保護者から虐待を受けることにより、こどもは欲求を適切に満たされることのない状態となります。

そのためにこどもは、愛着対象（保護者）との基本的な信頼関係を構築することができず、結果として他人を信頼し愛着関係を形成することが困難となり、対人関係における問題を生じることがあります。例えば、対人的に不安定な愛着関係となって両価的な矛盾した態度をとる、無差別的に薄い愛着行動を示す場合などがあります。また、保護者以外の大人との間に、虐待的な人間関係を反復する傾向を示すこともあります。

イ 低い自己評価

こどもは、自分が悪いから虐待されるのだと思うことや、自分は愛情を受けるに値する存在ではないと感じることがあります。そのため自己に対する評価が低下し、自己肯定感を持ってない状態となることがあります。

ウ 行動コントロールの問題

保護者からの暴力を受けたこどもは、暴力で問題を解決することを学習し、学校や地域で粗暴な行動をとるようになることがあります。また、攻撃的・衝動的な行動をとることや、欲求のままに行動する場合があります。

エ 多動

虐待的な環境で養育されることは、こどもを刺激に対して過敏にさせることがあり、そのために落ち着きのない行動をとるようになります。ADHD に似た症状を示すため、その鑑別が必要となる場合があります。

オ 心的外傷後ストレス障害

受けた心の傷（トラウマ）は適切な治療を受けないまま放置されると将来にわたって心的外傷性障害（PTSD）として残り、思春期等に至って問題行動として出現する場合があります。

カ 偽成熟性

大人の顔色を見ながら生活することから、大人の欲求にしたがって先取りした行動をとるような場合があります。さらには精神的に不安定な保護者に代わって、大人としての役割分担を果たさなければならないようなこともあり、ある面では大人びた行動をとることがあります。一見よくできた子どもに思える一方で、思春期等に問題を表出してくることもあります。

キ 精神的症状

反復性のトラウマにより、精神的に病的な症状を呈することがあります。例えば、記憶障害や意識がもうろうとした状態、離人感等が見られることがあり、さらには強い防衛機制としての解離が発現し、まれには解離性同一性障害に発展する場合もあります。

以上のように、虐待はこどもの心身に深い影響を残し、その回復のためには長期間の治療やケアが必要となるため、起こる前の予防が重要です。

7 虐待の背景

児童虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的等の要因が複雑に絡み合って起こると考えられています。虐待が発生するリスク要因は、次のとおり①保護者側、②こども側、③養育環境、④その他虐待リスクが高いと想定される場合で、それぞれが関係しあっています。

虐待が起こる要因

保護者

- ・妊娠・出産そのものを受容することが困難（望まない妊娠）
- ・若年の妊娠
- ・こどもへの愛着形成が十分に行われていない（早産等なんらかの問題が発生したことによる胎児の受容への影響、こどもの長期入院）
- ・マタニティーブルーや、産後うつなどの精神的不安定な状況
- ・性格が攻撃的・衝動的、あるいはパーソナリティの障がい
- ・精神障がい、知的障がい、慢性疾患、アルコール依存、薬物依存等
- ・保護者の被虐待経験
- ・育児に対する不安（保護者が未熟等）、育児の知識や技術の不足
- ・体罰容認などの暴力への親和性
- ・特異な育児観、脅迫的な育児、こどもの発達を無視した過度な要求

こども

- ・乳幼児期のこども
- ・未熟児
- ・多胎児
- ・障がいを持っているこども
- ・保護者にとって何らかの育てにくさを持っているこども

養育環境

- ・経済的に不安定な家庭
- ・親族や地域社会から孤立した家庭
- ・未婚を含むひとり親家庭
- ・内縁者や同居人がいる家庭
- ・子連れの再婚家庭
- ・転居を繰り返す家庭
- ・保護者の不安定な就労や転職の繰り返し
- ・夫婦の不和、配偶者からの暴力（DV）等不安定な状況にある家庭

その他のリスク

- ・妊娠届が遅い、母子手帳未交付、妊婦健康診査未受診、乳幼児健康診査未受診
- ・飛び込み出産や、医師や助産師の立ち合いのない自宅での分娩
- ・きょうだいへの虐待歴
- ・関係機関からの支援の拒否

しかし、これらの要因が多くあるからといって、必ずしも虐待につながるわけではありません。虐待のリスク要因に対する支援を必要としている家庭であるか、虐待を防ぐ家族のストレングス（強み）があるのかどうかの判断が大切です。

また虐待では、①こども時代に大人から愛情を受けていなかったこと、②生活にストレスが積み重なって危機的状況にあること、③社会的に孤立し、援助者がいないこと、④親にとって意にそわない子であることの4つの要素が揃っているといわれます。

このため、虐待を予防するためには、これらの4つの要素が揃わないよう働きかけ、虐待のリスク要因を早期から把握して支援につなぐことが虐待の発生予防となり、こどもの生命と人権を守り、健全な成長・発達を保障することに繋がります。

8 体罰によらない子育てのために

日本では「しつけのためにこどもをたたくことはやむを得ない」という意識が根強く存在します。そうしたしつけの名の下に行われる体罰が 徐々にエスカレートし、深刻な虐待を引き起こす例も見受けられます。

こうしたことを踏まえ、児童福祉法等の改正により、こどものしつけに際して体罰を加えてはならないことが法定化され、令和2年4月1日から施行されました。

児童虐待防止法（児童の人格の尊重等）

第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

しかし、法律で体罰が禁止されたからといって、すぐに体罰のない社会が実現できるわけではありません。一人ひとりが意識して社会全体で取り組んでいく必要があります。

しつけと体罰

子育てにおいて、しつけなのか体罰なのか迷うことがあります。

しつけとは、こどもの人格や才能などを伸ばし、社会において自律した生活を送ることができるようにするなどの目的から、こどもをサポートして社会性をはぐくむことであり、こどもが自分で考え伝え、自立していけるように支えていく行為です。

これに対して体罰とは、こどもの身体に何らかの苦痛を引き起す、または不快感を意図的にもたす罰で、こどもの身体や心を傷つける行為であり、体罰・暴言は、こどもの脳の発達に深刻な影響を及ぼします。

体罰によってこどもの行動が変わると一見効果があるように見えますが、叩かれた恐怖心等によって行動した姿であり、こどもが自分で考えて行動した姿ではありません。

※出典：体罰等によらない子育てのために ～ みんなで育児を支える社会に

令和2年2月 厚生労働省「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会

虐待による体への影響

脳画像の研究により、子ども時代に辛い体験をした人は、脳に様々な変化を生じていることが報告されています。親は「愛の鞭」のつもりだったとしても、子どもには目に見えない大きなダメージを与えているかも知れないのです。

● 子ども時代の辛い体験により傷つく脳



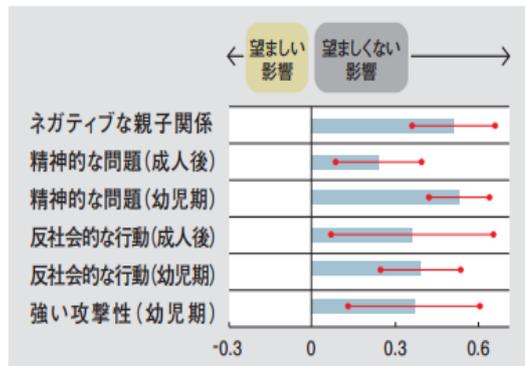
提供：福井大学 友田明美教授

- ・ 厳しい体罰により、前頭前野（社会生活に極めて重要な脳部位）の容積が19.1%減少
(Tomoda A et al., Neuroimage, 2009)
- ・ 言葉の暴力により、聴覚野（声や音を知覚する脳部位）が変形
(Tomoda A et al., Neuroimage, 2011)

体罰は百害あって一利なし。子どもに望ましい影響などもたらしません。

親による体罰を受けた子どもと、受けていない子どもの違いについて、約16万人分の子どものデータに基づく分析が行われています。その結果、親による体罰を受けた子どもは、次のグラフのとおり「望ましくない影響」が大きいということが報告されています。

● 「親による体罰」の影響



出典のデータを用いてグラフを作成

- ・ 親子関係の悪化
 - ・ 精神的な問題の発生
 - ・ 反社会的な行動の増加
 - ・ 攻撃性の増加
- (Gershoff ET, Grogan-Kaylor A, J Fam Psychol. 2016)

* 出典：厚生労働省ホームページ

(参考)【ヤングケアラー】

ヤングケアラーは、令和6年6月 子ども・若者育成支援推進法の改正により、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象と明記されました。

過度に行っている世話とは、こども・若者が家族の介護その他の日常生活上の世話をを行うことにより、こどもにおいては、こどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間（勉強・就職準備等）を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合を指し、次の図のような状況をいいます。

ヤングケアラーと思われるこどもの置かれている状況は様々であり、本人や家族がどのように現状を受け止めているかも様々です。また、本人や家族に自覚がないことも多いことから、まずは、ヤングケアラーと思われるこどもに周囲の人たちが気づき、こどもの様子を気にかけて話を聞いたり、見守ったりしていくことが大切です



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



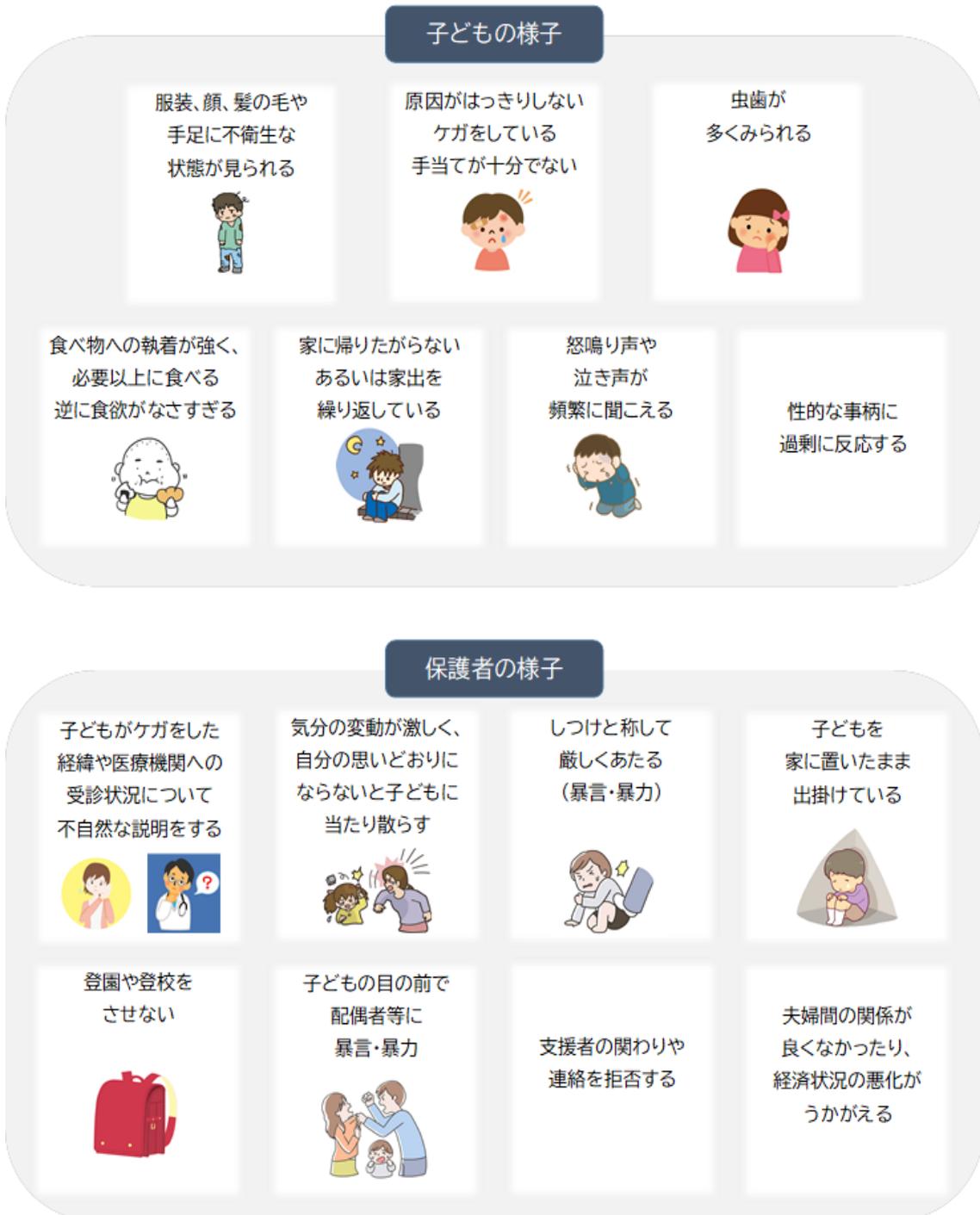
障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

(出典:こども家庭庁ホームページ「ヤングケアラーについて」)

第2章 児童虐待の発見と対応

1 早期発見のポイント

虐待は未然に防ぐことが第一ですが、それが困難な場合は、できる限り早期に発見し、対応することが重要です。虐待であるとの確信がなくても心配される状況がある時は、通告します。こどもの生活にかかわる一人ひとりの姿勢がこどもを守ることに繋がります。



*資料編：気づきのポイント情報提供ツールを参照

2 虐待対応の原則

① 迅速な対応

虐待への対応においては、猶予を許さない緊急な対応が必要であることが少なくないため、児童虐待防止法第八条第三項では、速やかな対応が規定されています。

初期の対応が遅れたことで重大な事態に至ることがないように、夜間や休日における通告の受理や緊急対応の体制を周知していきます。(通告の編を参照)

児童虐待防止法 (通告又は送致を受けた場合の措置)

第八条三 児童の安全の確認を行うための措置、市町村若しくは児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

② こどもの安全確保の優先

虐待対応においては、安全確保こそが最優先事項です。根拠のない楽観論や保護者との関係性に配慮しすぎることで介入や保護の判断が遅れ、重大な事態に至らないよう、こどもの安全について危機意識を持って判断する必要があります。また、こどもの安全を確保するためには、毅然として保護者に対することが求められます。養育において不適切な点があれば、保護者に対してきちんと伝えて改善を求めることが必要です。

③ 家族の構造的課題としての把握

虐待が生じる家族には、保護者の性格、経済状態、就労、夫婦関係、住居環境、近隣関係、親族との関係、医療的問題、こどもの特性など、実に多様な問題が存在し、それらが複合、連鎖的に作用して、構造的背景を伴って虐待にいたっています。

一時的な助言や注意、経過観察のみではなかなか改善が望みにくいということを認識し、放置すれば事態が悪化することもあるため、支援を検討する上では家族を総合的・構造的に把握し、理解した上で、養育状況を改善するために必要なことを提示して、支援につなげます。

④ 十分な情報収集と正確なアセスメント

虐待の状況や背景を理解するためには、情報の十分な収集が必要となります。伝聞情報か、直接聞いた情報か、誰から聞いた情報か、目撃した事実かなどに注意し、正確に聞き取る必要があります。また、家族にとって適切な支援を検討するためには、家族の生活歴についての十分な聴き取りを行うことが大切です。

こうして収集した情報を元に、正確なアセスメントを実施することが、的確な判断につながります。アセスメントシート等の活用や、関係機関と共同でアセスメントを実施することも重要です。

⑤ 組織的な対応

虐待対応を適切に行うためには、担当者ひとりで判断することを避けなければいけません。また、困難な保護者への対応や、機関間協議などは、複数の職員で対応することを心がけましょう。組織的に対応することで、担当者に負担を負わず、個人的な判断の偏りを正し、組織としてサポートすることにもつながります。

⑥ 多機関の連携による支援

虐待の予防や虐待の問題を解消するための支援は、一つの機関や職種のみではなしえません。関係者が協働して、予防や支援に取り組むことが何よりも大切です。連携を効果的に行うためには、それぞれの機関が互いに持っている機能や限界を理解し合い、役割分担し、補い合いながらネットワークを構築していくことが必要です。要保護児童対策地域協議会を活用して関係機関が情報や援助方針を共有し、支援につなげることが基本となります。

虐待に対する姿勢

① 「しつけ」と「虐待」

「子どもにとって有害かどうか」という視点で考える必要があります。

「しつけか虐待か」の二者択一状態に陥ることのないようにします。

② 先入観にとらわれない

虐待は、どの家庭でも起こる可能性があります。保護者の社会的立場や職業などによる先入観で虐待を見逃さないよう注意する必要があります。

③ 通告をためらわない

通告は、子育てに困難を抱えている家庭を周囲が援助するきっかけであると考えてください。通告の目的は、犯人探しや責任の追及ではありません。

④ 保護者を責めない

保護者の悩みや努力を理解し、子育ての大変さに共感することが、保護者との協力関係を築く第1歩となります。虐待の背景には、家庭の経済問題や、子どものしつけ、協力者の不在など、保護者を苦しめる要因が隠れています。

⑤ みんなで考える

虐待の問題の対応は非常に厳しいものです。問題を一人で抱え込まずに、職場や組織など周りのみんなで共通認識を持つこと、また関係機関と連携を取ることが必要です。さらに、他人任せにせず、自分の役割を認識しておくことが必要です。

⑥ 虐待通告の義務は最優先

個人情報の守秘義務が法律で課されている職業であっても、通告は守秘義務違反にあたりません。

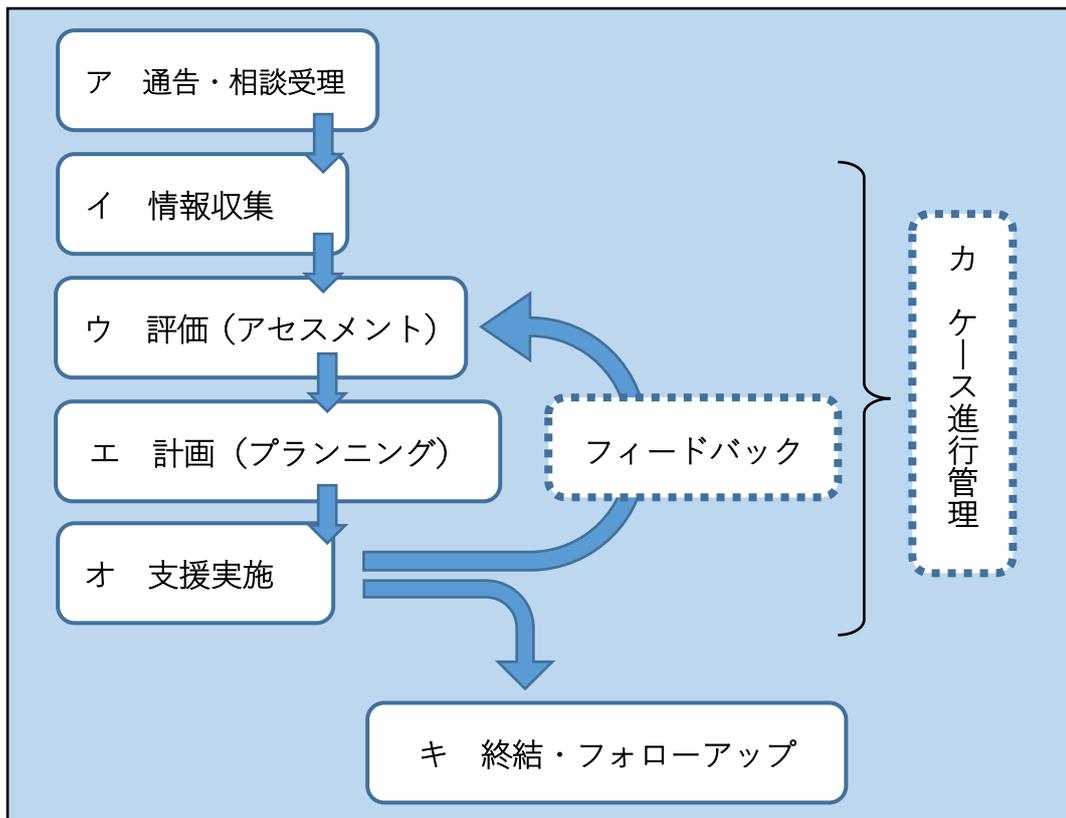
(参考) 【マルトリートメント】

諸外国では、「マルトリートメント」という概念が一般化しており、「子どもへの不適切な関わり」を意味し、児童虐待を広く捉えた概念です。

子どもの命や安全を確保するため児童相談所が強制的に介入し、子どもの保護を要するレベルや、軽度な児童虐待で、問題を重症化させないために関係機関が支援していくレベル、そして児童虐待とまではいかないが、保護者の子どもへの不適切な育児について、地域の関係機関等が連携して保護者に啓発や教育を行い支援していく必要があるレベルまでを含みます。

※出典：体罰等によらない子育てのために ～ みんなで育児を支える社会に
令和2年2月 厚生労働省「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会

3 通告・相談後の対応の流れ



ア 通告・相談受理

児童虐待に関する通告は、守秘義務に関する法律や個人情報の保護に関する法律に抵触するものではありません。こどもの福祉の観点から、こどもや保護者に関する情報を提供してください。

■発見者の通告義務と個人情報の保護■

児童虐待が疑われる場合を含め、そのようなこどもを発見したときには、通告することが義務とされています。通告することは守秘義務違反にはあらず、まずはこどもの安全が最優先されることが、法令でも定められています。

児童虐待防止法（児童虐待の早期発見）

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

児童虐待防止法（児童虐待に係る通告義務・通告義務は守秘義務に優先）

第六条第一項 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所（※）若しくは児童相談所に通告しなければならない。

第六条第三項 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

児童福祉法（情報提供）

第二十一条の十の五 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその所在地の市町村に提供するよう努めなければならない。

② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。

児童福祉法（要保護児童発見者の通告義務）

第二十五条 要保護児童（養育者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）を発見した者は、市町村・福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

通告先

虐待
疑い
含む

受傷状況：いつ・誰に・部位・程度・頻度

*写真を撮る

不適切な監護状況：健康、発育状態・衣服・身体状況・病気の手当て

保護者と家庭の状況

記録を残す

傷害や暴力等の犯罪性があり、緊急性や危険性が高い

通告

警察

「110」
または、
飯田警察署生活安全課
電話22-0110

極めて緊急性や、危険性が高い
一時保護が必要

通告

児童相談所

飯田児童相談所
電話 25-8300

通告

飯田市

要保護児童対策地域協議会調整機関

飯田市こども課
電話 22-4511
(内線 5305)

休日・夜間に
通告するとき

長野県児童虐待・DV24 時間ホットライン

電話 026-219-2413

児童相談所全国共通ダイヤル

「189」(いちはやく)

緊急なものは電話で通告を 虐待の通告は疑いの段階で構いません

虐待か否かを判断するのはとても難しいことです。間違っていたらどうしよう、あとでトラブルにならないか、はっきりしてから相談しようなど思われることがありますが、たとえ間違っていたとしても、罪に問われることはありません。

児童福祉法（通告義務は守秘義務に優先）

第六条第三項）

刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

通告のポイント

児童虐待は未然に防ぐことが第一ですが、それが困難な場合は、できる限り早期に発見し、対応することが重要です。「虐待である」との確信がなくても心配される状況があるときは、相談・通告をします。こどもの生活にかかわる、ひとりひとりの姿勢がこどもを守ることにつながります。

ちょっと気になったら・・・

① 複数の目で見ると

一人の目では気づかないことがあっても、複数の目で見ることによって気づくことがあります。「ちょっと気になる子」には、周りのみんなが注意する必要があります。

② 記録を取る

こどもや保護者と接していて、様子に変化があったときや印象的な会話があった場合は、日時や内容についてできるだけ詳しい記録を取っておきます。（写真等）

③ できる限りの情報を集める

こどもの状態を正しく把握するには、多くの情報が必要です。こどもの様子はもちろん、家庭の世帯構成や保護者の人間関係、通勤・通園・通学先など、可能な範囲で情報収集にあたります。

その後の情報を受ける窓口として、担当者名を伝えることも大切です。

イ 情報収集と初期対応

通告内容をこども課内で確認します。また、年齢、性別、家族構成や生活状況、保護者の年齢や状況、身近な支援者などを、関わりのある機関やきょうだいを含めた子どもの所属する学校、保育園等から情報収集を行い、虐待状況の確認、緊急度、重症度、こどもの安全確認の方法（誰が、いつまでに、どのように）や、さらに必要な情報収集や調査項目の整理（関係機関への調査依頼）などの対応を検討します。

状況により、児童相談所とも協力し、48時間以内にこどもの安全確認（基本的にはこどもを目視）と、直接もしくはこどもの所属機関等への調査を行います。また、きょうだいの安全確認を行います。

ウ 評価・アセスメント

こどもや家庭状況を整理し、緊急度、重症度の判断、児童相談所への送致の必要性を判断します。（生命に危険、こどもが保護を求めているなど緊急度、重症度が高いと判断されたら、直ちに児童相談所と協議、送致する）

児童相談所送致を必要としない場合は、当面の対応について関係機関と確認し、個別検討会議の開催について検討します。

エ 計画と支援

個別のケース検討会議等を通し、関係機関と情報共有や支援方針の検討を行います。こどもや家庭状況の共有やケースのリスクを確認して、支援方針や具体的な支援内容や役割分担（誰が、何を、いつまでに行うか）を検討し、方針通り進まない場合の方策などのリスク対策についても確認します。

オ 進行管理

児童虐待への対応は、多数の関係機関が関与するため、役割分担が曖昧になる恐れがあります。全ての虐待ケースに関しては、絶えずケースの状況把握をしていくことが必要です。

進行管理の目的は、個別ケースの状況把握と支援が入らないまま放置されているケースや虐待の深刻化、転居ケースなどの見落としを防ぐことにあります。実務者会議の場において、定期的に（およそ3か月に1度）、支援の実施状況の確認、評価、情報共有、援助方針の見直し等や支援の再検討を行い、ケースの放置、深刻化、見逃しを防ぎます。

カ 終結・フォローアップ

要保護児童対策地域協議会での進行管理を終結する際には、一般的な子育て支援、こどもの所属（保育園、学校など）での通常支援で対応が可能な状況であること、こどもの状況が日常的に把握できること、こどもの安全問題が再び生じた場合に確認できる体制があること、こどもや保護者の相談先が確保され、こどもや保護者が相談窓口を知っていて困ったときに相談できる状況であることなどが必要です。

なお、再びこどもの安全に問題が生じたときは、新たに通告として受理します。

児童虐待は、家庭の生活問題や家族関係の葛藤の中で継続的に繰り返される問題です。こどもの成長や家庭への援助の中で改善することもあります。長期的に援助を必要とするケースも少なくありません。継続的な支援を行っていく中で、中心的に関わる機関が替わる場合は、要対協を活用して、情報の漏れのないよう次の機関につなぐことが必要です。

キ 転居ケースについて

要対協で管理していたケースが転居する場合も多く、転居した後に情報共有が図られないまま重篤な児童虐待事案となる事例も少なくありません。関係機関と連携し、確実に転居先で支援が受けられるよう、情報提供することが必要です。

児童虐待防止法（資料又は情報の提供）

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第3章 飯田市要保護児童対策地域協議会のしくみ

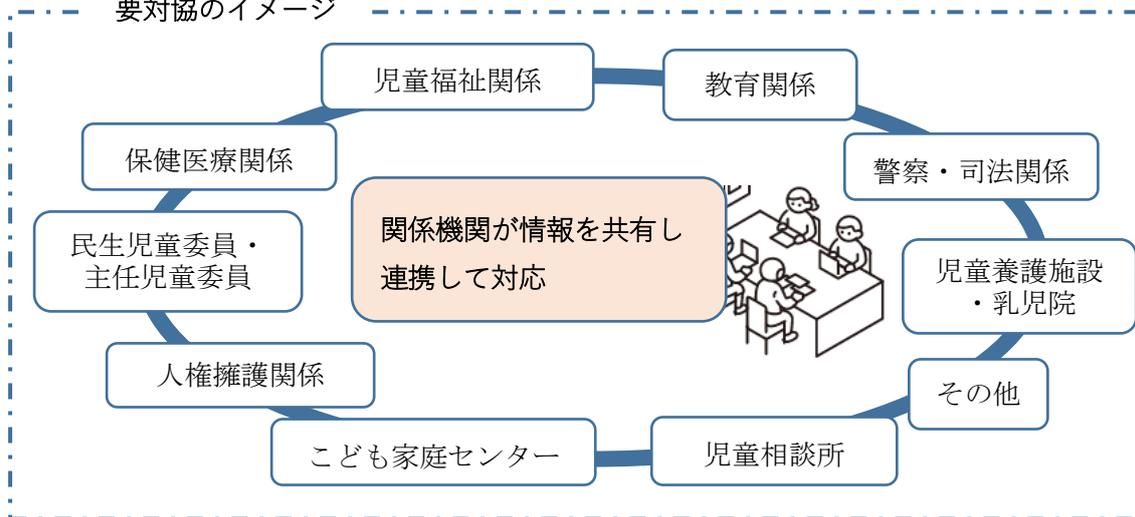
1 要保護児童対策地域協議会とは

要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」）とは、児童虐待等で保護を要する児童、支援が必要とされる児童や保護者に対し、複数の機関で援助を行うための法定化されたサポートネットワークで、児童福祉法により設置することが定められています。市長が市の行政機関のひとつとして設置しています。

児童福祉法（要対協の設置）

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童(第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第十項に規定する保護延長者を含む。次項及び第六項において同じ。)の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)により構成される要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を置くように努めなければならない。

要対協のイメージ



対象とする支援児童等

	児童福祉法における定義 (児童福祉法第六条の三第五項及び第八項)	長野県市町村児童虐待マニュアルによる基準 (長野県市町村児童虐待マニュアル第4版 29年3月 虐待の重症度判定基準)
要保護児童	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童	1 生命の危険：こどもの生命の危険がありうる、危惧するもの 2 重度虐待：今すぐには生命の危険はないと考えられるが、現にこどもの健康や成長や発達に重要な影響が生じているか、生じる可能性がある。こどもと家族の指導やこどもを保護するために介入が必要。

要 支 援 児 童	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童を除く）	3.中度虐待：入院を要するほどの外傷や栄養障害はないが、長期に見るとこどもの人格形成に重い問題を残すことが危惧されるもの。援助介入がなければ改善が見込めないもの。 4.軽度虐待：実際にこどもへの暴力等があり、親や周囲が虐待と感じているが、一定の制御があり、親子関係には重篤な病理が認められない。親への相談は必要。
特 定 妊 婦	出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認めら得る妊婦	

2 要対協活用のメリット

次のようなメリットがあります。虐待ケースは、他機関協力のもとに対応する必要があります。効果的な援助のためには、各機関との情報共有、役割分担による連携が必要となります。要対協の活用により、関係機関同士の情報交換が可能となると共に、各機関による役割分担、連携のルールが明確になります。

- ① 早期発見ができる
- ② 迅速に支援を開始することができる
- ③ 情報の共有を通して、課題の共有化を図ることができる
- ④ 共有された情報に基づき、アセスメントを協働で行い、共有することができる
- ⑤ それぞれの関係機関間で、役割分担についての共通理解ができる
- ⑥ 役割分担を通じて、各機関が責任をもって支援を行う体制づくりができる
- ⑦ 支援を受ける家庭にとって良い支援が受けやすい
- ⑧ 各機関の責任、限界や大変さを分かち合うことができる

3 要対協における情報共有

要保護児童への適切なかわりは、関係機関がこども等に関する情報や認識を共有し、適切な連携のもとに対応することが重要です。要対協では、保護を要するこども等に関する情報の交換や支援の内容に関する協議を行うため、必要があると認めるときは関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見や必要な協力を求めることができ、関係機関はこれに応ずるように努めなければならないこととされています。また、要対協の構成機関以外に対しても、情報提供や必要な協力を要請することも可能です。

児童福祉法（要対協での情報交換）

第二十五条の二

二 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下この項及び第五項において「支援対象児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

第二十五条の三 協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

二 関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

4 要対協における守秘義務

要対協の設置により、関係機関が個人情報保護に関する疑念を抱くことなく情報共有ができるよう、要保護児童等に関する情報交換を行う構成員には守秘義務が課せられています。違反した場合は、罰則が課せられます。

医師や地方公務員等については、他の法令により守秘義務が課せられていますが、対象児童等の適切な保護、支援を行うために情報提供を行う場合は、守秘義務に反することにはなりません。

また、個人情報保護法においては、本人の同意を得ない限りあらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないと共に、第三者に個人データを提供してはならないとされていますが、児童福祉法第二十五条の三に基づく協力要請に応じる場合は、個人情報保護法の違反には当たりません。

児童福祉法（守秘義務・罰則）

第二十五条の五 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

第六十一条の三 第二十五条の五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

個人情報保護法(定義)

第十六条 この章及び第八章において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるもの(利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。)をいう。

- 一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

5 要対協を構成する会議と運営

要対協の運営のため、開催される会議は次の三層によって構成されています。

会議の運営は、調整機関であることも課が担っています。

児童福祉法（要対協の調整機関）

第二十五条の二

四 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り要保護児童対策調整機関を指定する。

五 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、支援対象児童等に対する支援が適切に実施されるよう、内閣府令で定めるところにより、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者、こども家庭センターその他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(1) 代表者会議

構成機関の代表者による会議であり、実際の担当者で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年1回程度開催します。

関係機関の円滑な連携のためには、各関係機関の代表者の理解と協力が不可欠であり、実務者レベルにとどまらず、責任者レベルでの連携と理解により、関係機関等の共通認識の醸成や連携の継続性が保たれることにもつながります。

また、要保護児童等への理解、要対協の現状と各機関の役割について共有し、効果的な連携のあり方や地域の課題等について協議し、共通認識を持ってより良い支援体制の構築について話し合う場になります。

児童虐待相談への対応の課題や虐待予防としての子育て支援の重要性について、各機関の代表者に認識を高めてもらうとともに、守秘義務の徹底など、要対協の運営がスムーズに行えるよう協力も求めます。

(2) 実務者会議

実際に支援を行っている実務者等から構成される会議であり、要対協が対象とする全てのケースの進行管理を行うための会議です。長野県飯田児童相談所ほか主要関係機関の実務者によって、概ね3か月ごとに開催します。

ケースの定期的な状況フォロー、情報交換やケースの課題などを共有し、支援方針の見直しを行います。

(3) 個別ケース会議

個別の要保護児童等について、直接かかわりのある関係機関等の担当者や今後かわる可能性がある関係機関等の担当者により、具体的な支援の内容等を検討するため、随時開催します。ケースのリスクや緊急度の判断や、支援状況の把握や問題点の確認、新たな情報の共有、支援方針と役割分担の確認と共有、支援方法、支援計画の検討、次回開催時期の確認などを行います。

第4章 要対協構成機関等の役割

1 飯田市こども課

〈電話〉 22-4511（内線 5305）

飯田市こども課は、要対協の調整機関と、主任児童委員会事務局を兼ねています。虐待が疑われる、または放置すると虐待に陥る心配がある家庭について連絡を受けた場合は、受理会議によって調査や支援方法を決定し、必要に応じて関係機関の担当者を個別ケース会議に招集します。また、児童虐待防止関連事業として、次のような事業を実施しています。

(1) 家庭児童相談

家庭児童相談スタッフに、保健師、心理師、社会福祉士、家庭児童相談員（教員 OB）を配置し、子育て家庭の相談にのります。

(2) 養育支援訪問事業

子育てのトラブル・子育ての行き詰まりが心配される家庭に対して、個別訪問を行い、子育てをサポートします。

(3) 子育て家庭訪問支援事業

研修を受けた子育て家庭訪問支援員を派遣し、育児・家事を支援します。

(4) ファミリー・サポート・センター事業（社会福祉協議会委託）

子育てを援助してもらいたい方（依頼会員）と、子育てを手助けする意志のある方（協力会員）とをコーディネートし、お子さんの預かりや送迎を行います。事前の登録が必要で、利用には料金がかかります。

(5) 子育て短期支援事業

保護者の病気や出産、育児疲れなどにより、家庭での子育てが一時的に困難になった場合、児童養護施設等でお子さんの預かりを行います。事前に予約が必要で、世帯の課税状況により保護者の負担金があります。こども課の窓口でお申し込みいただきます。

(6) 発達支援

発達相談スタッフに心理師、作業療法士等を配置し、乳幼児健診での専門相談や保育所・認定こども園への巡回訪問のほか、こどもの発達に関する保護者からの個別相談に対応しています。

(7) 教育支援（就学相談）

教育相談員として教員 OB を配置し、保育所・認定こども園、小中学校での就学などの相談事業や飯田市就学相談委員会の実務を行っています。

教育上特別な配慮を必要とする幼児・児童・生徒の適切な教育支援（就学相談）を行います。

(8) 広報・啓発

体罰等によらない子育てについての啓発や、オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンをはじめとした虐待防止の広報・啓発に取り組みます。

2 飯田市保健課

〈電話〉 22-4511（内線 5515）

飯田市保健課では、母子手帳交付や妊婦健診等の母子保健に関する業務や、地域住民の健康の保持、増進のため、個別訪問や地域学習会、予防接種などを実施しています。

全ての赤ちゃんに対して生後2か月までに家庭訪問し、母子の心身の健康チェック、育児相談や育児指導などにあたります。（こんにちは赤ちゃん事業）

また、乳幼児健診や相談（4か月児健診、7か月児相談、12か月児相談、1歳6か月児健診、2歳児相談、3歳児健診）を実施し、発達段階に応じた育児相談や育児指導を行うとともに、子育て・子育てにリスクがある家庭の早期発見、早期支援を行います。

この他、パパママ教室、授乳・育児相談、宿泊しての産後ケアや家事・育児支援等、産前から産後にかけての継続した支援や、乳幼児学級、離乳食講座などの子育て期の相談や支援を実施しています。

発見

妊娠、出産時の情報、乳幼児家庭の訪問、乳幼児健診等での状況等を集約し、アセスメントを行い、要保護児童等家庭（虐待、虐待の疑い、放置すると虐待に至る心配がある）を発見した場合は、こども課に通告します。

調査

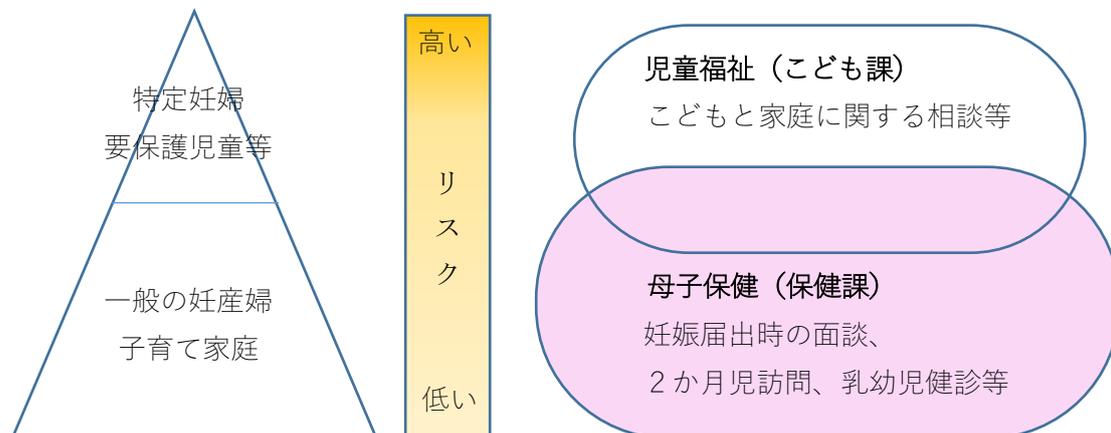
把握している情報の提供など、こども課または、長野県飯田児童相談所の調査に協力します。

援助

虐待を防止するために、妊娠届出時から子育て期までの途切れない相談支援体制と、こども課や産科医療機関等関係機関との連携により、早期支援を行っていきます。

個別ケース会議では援助計画の策定に参画し、虐待の原因が、育児不安や孤立、精神疾患を有する保護者の場合、支援計画に基づき、定期的な家庭訪問や電話相談の実施、乳幼児学級・子育てサークル等への参加を勧め、継続した支援を行います。

◎母子保健と児童福祉の関わり



3 飯田市保育家庭課

〈電話〉 22-4511（内線 5739）

飯田市保育家庭課は、保育所、認定こども園などの児童福祉に関することやひとり親家庭相談及び女性相談といった相談業務、また児童手当や児童扶養手当の支給に関する事務を行っています。児童虐待防止関連事業の主なものとして、次のような事業を実施しています。

(1) ひとり親家庭支援及びDV対策

ひとり親家庭の自立支援に関する相談や DV を含む様々な困難を抱える女性からの相談に応じ、相談者が必要とする情報提供や必要な福祉サービスへ繋ぐ支援を行っています。

(2) 一時預かり保育事業

市内の認可保育所・認定こども園において、リフレッシュや冠婚葬祭、入通院、仕事などの理由により家庭で保育ができない場合、一時的にお子さんをお預かりします。事前の登録と予約が必要で、利用料金がかかります。直接保育所等にお申し込みいただきます。（保育所一覧は資料編）

(3) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる制度です。

利用には事前の登録と予約が必要で、利用料金がかかります。

4 飯田市福祉課

〈電話〉 22-4511（内線 5711・5714・5728）

飯田市福祉課は、飯田市福祉事務所の中心機関で、業務は、次のように分担されています。

- (1) 障がい福祉係 身体障害、知的障害及び精神障害に関する福祉サービス全般
- (2) 生活福祉係 生活保護、生活困窮者及びその他の生活相談
- (3) 地域福祉係 民生児童委員に関する業務その他全般
- (4) 重層的支援係 包括的な相談支援、重層的支援

発見

障がいのある人への関わりや、生活保護の相談、包括的相談の中で、要保護児童等家庭（虐待、虐待の疑い、放置すると虐待に至る心配がある）を発見した場合は、こども課に通告します。

調査

把握している情報の提供など、こども課または長野県飯田児童相談所の調査に協力します。

援助

障がいのある人に関する問題は身体障害者福祉司や知的障害者福祉司が中心となり、相談や各種制度利用をすすめることにより家庭の負担軽減につなげます。また、経済的問題や家族の困りごとを中心とした相談については、家庭訪問や面談等によって継続的に相談支援を行います。

5 飯田市教育委員会（教育相談係）

〈電話〉 53-8730

飯田市教育委員会教育相談室では、教員OBを配置して小・中学校の不登校などの問題を解決するための相談事業を行っています。

発見

不登校等の相談や、教育上特別な配慮を要する児童・生徒の相談の中で、児童虐待及び虐待の疑いを発見した場合は、学校と協力して必要な調査等を行い、こども課に通告します。

調査

把握している情報提供など、こども課または長野県飯田児童相談所の調査に協力します。

援助

学校生活について、生徒指導上必要な配慮・留意事項等の相談や援助等を行います。

6 長野県飯田児童相談所

〈電話〉 25-8300

飯田児童相談所は、児童福祉法に定められた児童福祉の専門機関です。児童養護施設や里親等への措置、要保護児童家庭への立入調査などの権限を有しています。要保護児童を県内の児童相談所や里親・乳児院・児童養護施設等へ委託して一時保護を行うことができます。

児童福祉司、児童心理司、精神科・小児科医師（嘱託）等の専門スタッフが配置されています。

通告受理

児童虐待の通告（相談）を受けける機関です。通告（相談）は、電話、文書、訪所など方法を問いません。誰からの通告（相談）なのかという秘密は守られます。

調査・介入

通告があった場合には、速やかに調査を開始します。市、保育所、学校、民生児童委員等から家庭やこどもの状況についての情報収集を行います。必要に応じて関係機関によるネットワーク会議を開催します。

関係者でのネットワーク会議により有効な対応方法を検討し、家庭訪問、保護者やこどもとの面接など介入を行います。緊急にこどもの安全を確認する必要がある場合には、立入調査を行う場合もあります。

援助

① 一時保護・施設入所

緊急にこどもの保護を行う必要があるときには一時保護所・里親・乳児院・児童養護施設等での一時保護を実施します。一時保護は保護者の同意がなくても可能ですが、保護者やこどもに一時保護の必要性を伝え納得を得る対応を行います。

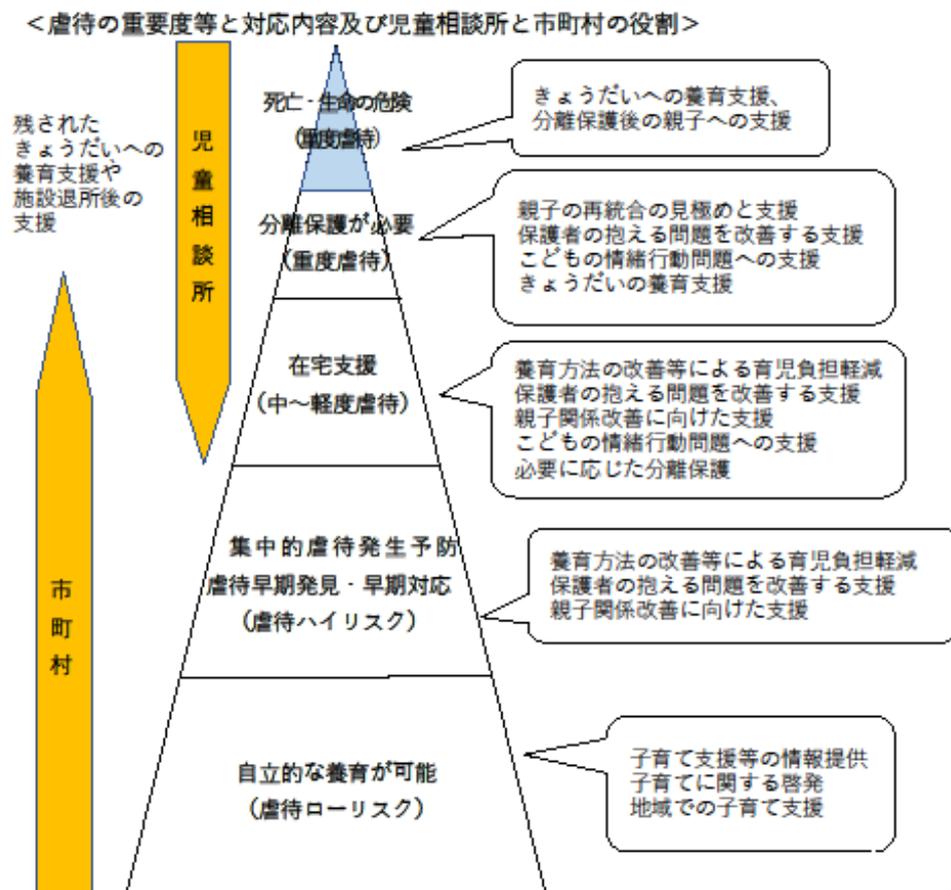
児童相談所が検討する中で、長期的視点で親子の分離が必要と判断された場合には里親委託・施設入所の援助を行います。里親委託や施設入所することで、こどもにとっては安全な生活場所が確保され、里親や施設職員からの関わりや心理治療等によりこども自身への援助ができます。また、保護者にとってもこどもと離れることで、養育の負担から開放され、気持ちに余裕ができることにもなります。

里親委託や施設入所には保護者の同意が必要ですが、親子の分離が必要にもかかわらず保護者が同意しない場合には、家庭裁判所に審判を求めることもあります。

里親委託や施設入所後は、親子関係の改善や家庭復帰に向けて、里親等との連携により保護者への援助を進めます。

② 在宅での援助

虐待をする保護者には、自身の養育負担の悩みや家庭の経済的問題、地域との関係など、生活全般の悩みなどを抱えて援助を求めている場合もあります。地域関係者との連携の中で、援助の役割を確認し、家庭を支えています。



7 長野県飯田保健福祉事務所（保健所）

〈電話〉 53-0444

健康づくり支援課では、飯田下伊那未熟児等支援システム事業の事務局を担当し、管内の関係機関の連携の強化や、未熟児等及びその保護者が適切なサービスが受けられるように支援しています。また、支援が必要な家庭の追跡・検討を行います。

発見

精神疾患を有する保護者などへの関わりの中で、虐待及び虐待の疑い事案を発見した場合は、速やかにこども課または長野県飯田児童相談所へ通告します。

調査

把握している情報の提供など、こども課または長野県飯田児童相談所の調査に協力します。

介入

虐待者が精神障害の疑いがある場合に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 22 条に基づく申請、第 23 条に基づく通報があった際には第 27 条に基づく調査を行い、精神保健指定医の診察を実施するなど、必要な措置を実施します。

援助

被虐待児が疾病、成長・発達の遅れ等がある場合、成長発達を促す支援や、保護者の不安等への支援をします。

こどもの心のケアについて、児童・思春期精神保健相談の活用をはかります。

8 長野県飯田警察署

〈電話〉 22-0110（内線 264）

飯田警察署生活安全課では、虐待についてこども本人からの相談、保護者や家庭からの相談、教育関係者や医療関係者からの相談等あらゆる相談に応じます。

必要に応じて児童相談所とともに立入調査を行い、こどものいのちと人権を守ります。

発見

保護者等による児童への暴行や傷害事件など児童虐待の通報等の受理や街頭補導、万引きなどの少年事件処理や事件捜査、各種相談受理などあらゆる警察活動を通じて虐待の早期発見に努めます。

児童虐待が疑われた場合、児童相談所などへの通告を行いますが、児童の安全を確保するため急を要する場合には、被害児童を保護したうえ、身柄付通告を行います。

児童虐待で、まさに犯罪行為が行われている場合には、警察官職務執行法や刑事訴訟法に基づいて犯罪行為の制止等を行い、児童の安全確保を図ります。

また、児童相談所等ですぐに保護ができない場合には、児童相談所長からの委託を受けて被害児童の一時保護を行うこともあります。

捜査

虐待の具体的内容が不明の場合は、必要な捜査をして情報の収集に当たります。

捜査の結果、事案の内容が傷害や暴行等の犯罪に該当すると考えられる場合には、事件として捜査を開始します。

介入

① 事件としての対応

捜査の結果により、事件として処理することもあります。また、児童相談所や他の機関から告発を受けて事件処理することもあります。

② 立ち入り調査の協力

児童虐待防止法第10条では、児童相談所長は児童の安全確認や一時保護、立ち入り調査などを行う際、保護者等による暴行、脅迫等のおそれがある場合や、児童が現に虐待されているおそれがある場合などには、警察署長に対し援助を求めることができると規定されています。具体的には次のような形態が考えられます。

- ・ 児童相談所職員等の職務執行の現場での立会いや待機、状況により児童相談所職員と一緒に立ち入ります。
- ・ 保護者等が暴行、脅迫等により職務執行を妨げようとする場合や、児童への加害行為が現に行われようとしている場合には、法令に基づき警告又は制止等を行います。
- ・ 児童相談所職員等が保護者等から暴行を受けるなど、現に犯罪に当たる行為があった場合には、法令に基づいて、逮捕等の強制措置を行います。

援助

被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱している精神科医師等と連携して、継続相談や専門機関への引継ぎを行います。

場合によっては、その地域の少年友の会など、少年警察ボランティアと連携して、相談や家庭訪問などの支援を行います。

9 医療機関・助産機関

※ 飯田医師会・飯田下伊那歯科医師会に加盟する医療機関は資料編に掲載

児童虐待防止法第5条において、医師、歯科医師、助産師、看護師などには児童虐待の早期発見の努力義務が課せられており、虐待の早期発見やその後のケアにおいて医療機関との連携は今後ますます重要となっています。

発見

医療機関は、重篤な事例が発見される可能性が高いことを念頭におく必要があります。

生命に危険がある場合や症状が重篤な場合は、入院させて、こどもの安全を図り、速やかに児童相談所へ通告します。また、外来診察で対応が可能な場合でも在宅に戻せばこどもの安全性が確保されないと思われる場合は、入院を保護者に勧めることもあります。

明らかに傷害罪や暴行罪に該当すると思われる事例については、警察へ通報します。

また、支援を要する妊婦、こどもや保護者に日常から接する機会が多いため、放置すれば

虐待に至るリスクの高い家庭であって、予防的観点からも子育て支援を要すると判断される場合は、こども課へ連絡します。

調査

こども課または長野県飯田児童相談所から求めがあったときは、その医療機関にかかった経過や理由、医療機関が虐待を疑った理由、保護者が医師や医療機関の職員に行った説明、医師の説明に対する保護者の反応、入院や通院の事実、その時の症状（虐待に直接関係ないと思われるものでも）、こどもの現在の医学的な危険度、予後などについて情報提供や助言などの協力をします。

身体的な外傷等については、種類、傷の大きさ等、できるだけ細かく記録を残し、可能な限り写真等を撮っておきます。

介入

保護者に児童相談所などへの拒否感がある場合で、こどもに外傷、発育不良などの医療的課題がある時には、児童相談所では医療機関に一旦つないで次の展開を検討することがあります。その際には、医療機関では検査などの目的での入院を保護者に勧めるなどの協力をします。

身体的虐待等の場合には、医師からの保護者に対する「虐待が疑われる」等の告知が非常に重要です。その場合、児童相談所職員も同席する中で行うことが望まれます。保護者が強制的に退院させる可能性があるときは、法第33条の一時保護とした上で、医療機関での入院・加療の継続を検討します。

援助

こどもの発育、発達や健康上の問題、育児上の悩み事等に関して必要な助言、指導を行います。

また、虐待する保護者の中には、精神的疾患を抱えている場合もあり、親子関係の安定や修復を図るには治療が不可欠になります。さらに、虐待を受けた子どもに対する情緒・精神的なケアを行うことも医療機関の大切な役割として期待されています。

10 民生児童委員・主任児童委員・人権擁護委員

※ 委員の一覧は資料編に掲載

民生児童委員・主任児童委員は厚生労働大臣から、人権擁護委員は法務局と法務大臣から委嘱を受けた地域の委員です。委員は、法によって固く守秘義務が課せられています。

民生児童委員には、それぞれ定められた地域を担当する地区担当委員と、主として児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が配置されています。日頃から、地域の子育て支援活動に参加・協力し、子育て中の保護者に地域活動への参加を呼びかけるなど、保護者を支援することで虐待の発生予防を行っています。地域での要保護児童等の見守りや相談や支援を行うため、主任児童委員と民生児童委員が連携し、地域としての子育て支援を行います。

人権擁護委員は、法務省の人権擁護機関として基本的人権を擁護するため、官と民の立場で相互に協力しながら、人権相談、人権啓発活動、人権侵犯事件の調査救済等を行います。

発見

住民生活に密着したアンテナ機能を持ち、家庭やこどもの状況や、虐待の疑いなどの情報をいち早くつかみ、通告の仲介（住民との橋渡し）や、こども課または長野県飯田児童相談所へ通告します。（地域住民としても通告する義務があります。）

調査

こども課または長野県飯田児童相談所からの依頼により、可能な調査方法を確認して家庭やこどもの情報を収集し、状況に応じて家庭訪問等によって状況確認を行います。

介入

こども課または飯田児童相談所との協議によって、介入方法を検討します。日ごろから保護者との信頼関係がある場合には、児童相談所などの関係機関の援助について伝え、保護者を関係機関へつなげる役割を行う場合もあります。

援助

在宅で見守りをしていく家庭へは、こどもの様子の確認や、保護者の相談に応じます。その経過は、随時関係機関へ連絡し、専門機関と相談しながら対応していきます。

11 保育所・認定こども園、小学校・中学校、 児童発達支援センター、長野県飯田養護学校

※各施設の一覧は資料編に掲載

飯田市内に所在する保育所、認定こども園、小・中学校及び児童発達支援センターは、公立・私立に関わらず、要対協の構成機関です。また、保育や教育を実施するとともに保護者の子育て相談に応じます。

特別支援学校は、在籍する生徒に教育を施すだけでなく、地域の幼稚園、小・中・高等学校に在籍する生徒の教育に関する助言・支援、いわゆる「センター的機能」も担うとされており、地域や学校における従来の障害を持つ子に加えて、発達障害などのこどもたちにも、総合的・全体的な配慮や支援をしています。

発見

昼間こどもたちが家庭から離れ、生活する場であることから、こどもの虐待予防、発見、対応において重要な役割があります。日常的にこどもたちと接触していることから、こどもの身体の傷や情緒・行動の変化に気づきやすく、保護者や家族の抱える問題を早期に発見できる立場にあります。

虐待が疑われたら、こども課または長野県飯田児童相談所へ通告します。

 通告は、一時保護の必要性についての判断が必要になる場合もあるため、こどもが家庭に帰る前に、またできるだけ午前中の早い時間に行ってください。

調査

身体の傷などは写真に撮るなど、虐待に関しての事実関係の記録をとっておきます。身長、体重など発達面でのチェックも必要です。こどもの様子や送迎時の親の言動、親子関係の状

況を把握し記録しておきます。

こども課または長野県飯田児童相談所の求めに応じて情報提供に協力し、要保護児童等については、定期的に情報提供します。

介入

保護者の相談に応じる中で介入していき但也有りますが、深刻な事例では単独での判断、介入は危険です。緊急時は長野県飯田児童相談所へ、こども課も連絡をとりながら進めます。

援助

虐待予防のためにも、こどもおよびその保護者等の状況を把握し、支援を行うことが重要です。保護者からの相談に対応し、育児やしつけ、家庭での教育及び通園、通学等に関しての知識や技術を提供することによって保護者の不安を軽減します。

通園、通学の中断等には家庭訪問等を実施し、こどもの状況を正確に把握するとともに、保護者の相談に応じます。

虐待を受けたこどもに対しては、こども自身の心身の状況を理解しこどもが安心感を持ち、人への信頼を回復できるような対応を心がけます。再度危険な状況が心配される時には要対協の関係機関で構成する個別ケース会議において検討していきます。

* 出欠状況の定期的な連絡について

平成 31 年 2 月に示された、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」のなかで、学校・保育所等は保護者等から対象となる幼児児童生徒等が学校・保育所等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き 7 日以上欠席した場合（不登校等による欠席であって学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校・保育所等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村等に情報提供することとされています。

12 地域子育て支援拠点・児童センター・児童クラブ

飯伊圏域障がい者総合支援センター・放課後等デイサービス事業所

※各施設の一覧は資料編に掲載

(1) 地域子育て支援拠点施設（子育てつどいの広場）

乳幼児を持つ家族が自由に利用できる子育て交流施設です。子育ての悩みや不安、ストレスの軽減のため、専門の子育てアドバイザーが常駐し子育て相談に応じます。定期的に子育て講習会の実施や、市内の子育て関連情報を提供しています。

(2) 児童センター・児童クラブ

保護者が仕事等により放課後家庭にいない小学生（主に低学年児童）を保育し、放課後児童の健全育成を実施する施設です。

(3) 飯伊圏域障がい者総合支援センター

障がい者総合支援センターは、さまざまな障がいがあっても、社会全体が支え、自分が住みたい地域に住み地域の方々とともに自立して暮らしていけるような社会を目指し、個人を尊重したサービスを行っています。就業・生活、療育など専門性の高い相談支援を行うコーディネーター等を配置しています。

(4) 放課後等デイサービス事業所

放課後等デイサービスは、学校通学中の障がいのある児童が放課後や長期休みにおいて利用する施設です。指導員等が生活能力向上のために必要なサービスを行います。

発見

利用者と関わる中で、こどもの身体の傷や情緒の変化、こどもの親に対する反応の仕方、親のこどもに対する接し方等、虐待の疑いがある状況をいち早くつかみ、虐待が疑われたらこども課に通告します。

調査

虐待を疑われる身体的特徴や、親子関係の状況を把握し記録しておきます。
こども課への情報提供に協力します。

介入

保護者の相談にのる中で介入していくこともありますが、単独での判断や介入は危険ですので、こども課等関係機関と連絡をとりながら進めます。

援助

保護者からの相談には受容的に対応し、育児やしつけ、家庭での教育等に関する知識や技術を提供し親の不安を軽減します。こどもの状況把握とともに親の相談にのります。

虐待を受けたこどもに対しては、こども自身の心身の状況を理解し、こどもが安心感を持ち、人への信頼関係を回復できるような対応を心がけます。

再度危険な状況が心配される際には、個別ケース会議において検討します。

13 児童養護施設・乳児院

※各施設の一覧は資料編に掲載

児童養護施設・乳児院は、保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて養護し、また退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行っています。

援助

入所しているこどもたちは、施設から市内の保育所・認定こども園、小・中学校、高等学校に通っているため、連携して支援していきます。また、こどもの養育に関する相談に応じ、助言を行います。

虐待を受けたこどもに対しては、心身の状況を理解し、日常生活場面での細やかな配慮

により安心感を持って人への信頼関係を回復できるような対応を心がけます。

14 飯田広域消防本部

〈電話〉 23-0119

救急救命業務を担っており、急病人などの応急の手当てをした後、適切に処置を施しながら病院に搬送します。

発見

救急出動などにより、虐待を受けた可能性のあるこどもを発見する可能性があります。虐待が疑われる場合は、こども課または長野県飯田児童相談所へ通告します。

搬送の際に、世話をする人がおらず、こどものみになる家庭等がある場合はこども課へ連絡します。

15 飯田市ファミリー・サポート・センター

〈電話〉 53-3181

子育てを援助してもらいたい方（依頼会員）と、子育てを手助けする意志のある方（協力会員）とをコーディネートします。

発見

こどもと接触する機会の多い協力会員から、育児の悩みや虐待の疑いなどの情報を得た場合、こども課または長野県飯田児童相談所へ通告します。

調査

こども課または長野県飯田児童相談所からの依頼により、可能な範囲で家庭やこどもの情報を収集します。

援助

こどもの預かり等の支援を行うことにより、保護者の不安や負担を軽減します。

第5章 児童虐待を防止するために

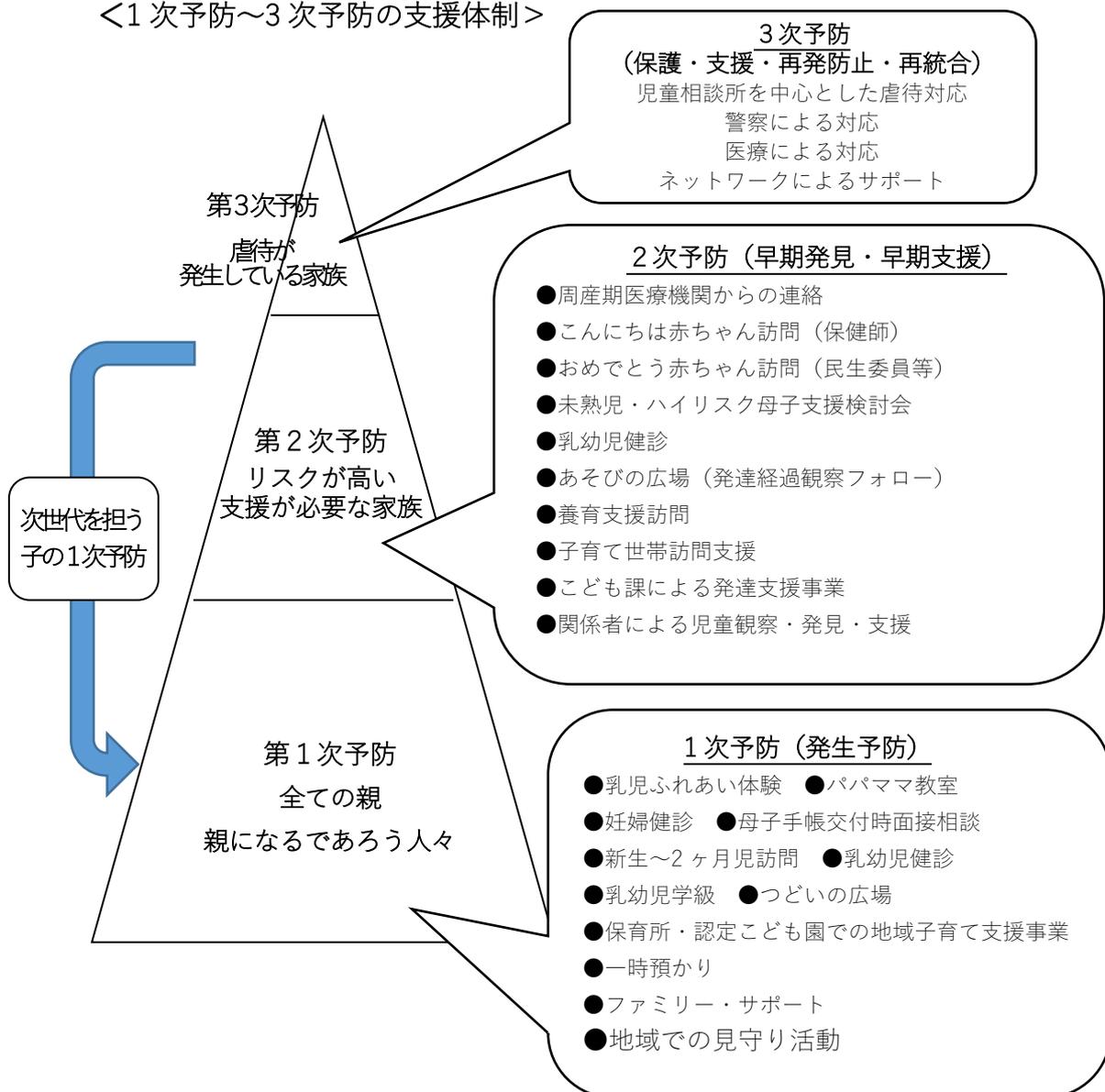
児童虐待が生じる要因として、保護者・家族の育児負担、育児不安や地域での孤立などがあります。少子化が進み、核家族化が進行し、養育者の孤立や地域における人間関係の希薄化などにより、こどもにとってよりよい環境を保つことが難しくなっているため、子育て家庭を地域・社会で支えることが、一層求められています。

虐待を未然に防ぎ、安心して子育てするには、親子と関わる関係者が「子育てが困難になるかもしれない親子・家庭」を早期に把握し、連携していくことが必要です。

また、地域での子育て支援を充実させ、養育者の育児負担の軽減を図ることや家族・家庭を孤立させない地域づくりが必要です。

そのために関係機関は、子育て支援や予防的な関わりを行い、ネットワークの有意義かつ円滑な運営を図ります。

<1次予防～3次予防の支援体制>



第6章 資料編

虐待相談・通告受付票

気づきのポイント情報提供ツール

早期発見のためのチェックリスト

一時保護決定に向けてのアセスメントシート

一時保護に向けてのフローチャート

児童福祉法（抜粋）

児童虐待の防止等に関する法律（抜粋）

飯田市要保護児童対策地域協議会運営要綱

飯田市要保護児童対策地域協議会代表者会議委員選出機関

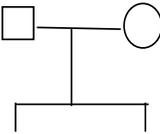
飯田市要保護児童対策地域協議会実務者会議関係機関

飯田市要保護児童対策地域協議会構成機関一覧

- 1 医療機関
- 2 長野県の機関
- 3 広域の機関
- 4 市内の保育所・認定こども園
- 5 市内の児童発達支援センター
- 6 市内の地域型保育施設
- 7 市内の小中学校
- 8 市内の児童センター・児童クラブ
- 9 放課後等デイサービス事業所
- 10 市内の地域子育て支援関係機関等
- 11 市内児童養護施設・乳児院
- 12 飯田市主任児童委員
- 13 保健課 保健師
- 14 飯田市役所 関係課
- 15 飯田市要保護児童対策地域協議会調整機関

受付年月日 R /

受付票

通告年月日		令和 年 月 日 ()	午前・午後 時 分
こども	ふりがな 氏名 生年月日		平成・令和 年 月 日生()歳 性別 男・女
	住所または 施設等名称	飯田市 施設名	電話 - - 電話 - -
	就学状況	未就学・()園・()小学校・()中学校・()高校) 年 組 担任氏名()	
保護者	ふりがな 氏名	(こどもとの続柄) ()	(こどもとの続柄) ()
	生年月日	年 月 日 年齢()歳	年 月 日 年齢()歳
	職業	(- -)	(- -)
	住居の状況	地区 家屋の所在 建物名()号室)家の特徴 周辺目印	
内容	【状況について】誰からいつから・頻度は・どんなふう、施設等の対応、特に注意を要する事項 聴き取り票裏面		
種類	身体的・性的・ネグレクト・心理的・予防 重症度:()		
こどもの状況	現在の居場所() 保育所等通園の状況()		
家族の状況	家族内の協力者 家族以外の協力者 兄弟の有無(有・無) 同居家族 人DV等	(家族構成) 	
情報源と保護者の了解	通告者は実際に目撃しているまたは関係している・悲鳴や音等を聞いて推測した 関係者()から聞いた こどもの()の様子から 保護者はこの通告を(承知・拒否・知らせていない)		
関係機関	なし・あり 機関名()		
通告者	氏名		
	住所(所属)	飯田市 () 電話() -	
	関係	家族・近隣・民生児童委員・主任児童委員・人権擁護委員 託児所・保育所・認定こども園・学校・児童センター・児童クラブ・社会福祉協議会(ファミリーサポートセンター) 児童相談所・保健所・警察・医療機関(産科・小児科・精神科・その他) 福祉課・こども課・保健課・こども発達センターひまわり・つどいの広場・その他()	
	意 図	こどもの保護 ・ 調査 ・ 相談	
	調査協力	調査協力(諾・否) センターからの連絡(諾・否) 匿名希望(有・無)	
通告後対応	関係機関	なし・あり 機関名()	
	受理会議	R 年 月 日 センターで対応 初動 他機関と協働()	
	情報収集	保育園 学校	
	役割分担 確認事項	学校:見守り、母相談 支援係:情報収集、相談 情報者へ対応:	

気づきのポイント情報提供ツール

出産後の養育について出産前から支援が必要と認められる妊婦(特定妊婦)の様子や状況例

- このシートは、特定妊婦かどうか判定するものではなく、あくまでも気づきを情報共有するためのものとしてご利用ください。
- 様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「特定妊婦」に該当する可能性があります。
- 支援の必要性や心配なことがある場合には、妊婦の居住地である市町村に連絡をしてください。
- 市町村に気づきを共有するためのシートですので、関係機関で必ずしも全ての項目を確認する必要はありません。
- チェック欄のうち色塗りされているのは重点項目です。ただし、それ以外の項目も含めた幅広い視点から、何か気づきがあれば市町村へ気づきを共有してください。

		☑欄	様子や状況例	自由記述
妊娠・ 出産	妊婦等の年齢	<input type="checkbox"/>	18歳未満	
		<input type="checkbox"/>	18歳以上～20歳未満かつ夫(パートナー)が20歳未満 夫(パートナー)が20歳未満	
	婚姻状況	<input type="checkbox"/>	ひとり親 未婚(パートナーがいない) ステップファミリー(連れ子がある再婚)	
	母子健康手帳の交付	<input type="checkbox"/>	未交付	
	妊婦健診の受診状況	<input type="checkbox"/>	初回健診が妊娠中期以降	
		<input type="checkbox"/>	定期的に妊婦健診を受けていない(里帰り、転院等の理由を除く)	
	妊娠状況	<input type="checkbox"/>	産みたくない。	
<input type="checkbox"/>		産みたいが、育てる自信がない。 妊娠を継続することへの悩みがある。		
<input type="checkbox"/>		妊娠・中絶を繰り返している。		
胎児の状況	<input type="checkbox"/>	疾病 障害(疑いを含む) 多胎		
出産への準備状況	<input type="checkbox"/>	妊娠の自覚がない・知識がない。		
	<input type="checkbox"/>	出産の準備をしていない。(妊娠36週以降) 出産後の育児への不安が強い。		
妊婦や パートナーの 行動・ 態度等	心身の状態(健康状態)	<input type="checkbox"/>	精神科への受診歴、相談歴がある。(精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない)	
		<input type="checkbox"/>	自殺企図、自傷行為の既往がある。	
		<input type="checkbox"/>	アルコール依存(過去も含む)がある。 薬物の使用歴がある。	
	セルフケア	<input type="checkbox"/>	飲酒・喫煙をやめることができない。 身体障害がある。(身体障害者手帳の有無は問わない)	
	虐待歴等	<input type="checkbox"/>	妊婦本人に何らかの疾患があっても、適切な治療を受けない。 妊婦の衣類等が不衛生な状態	
気になる行動	<input type="checkbox"/>	被虐待歴・虐待歴がある。 過去に心中の未遂がある。		
	<input type="checkbox"/>	同じ質問を何度も繰り返す、理解力の不足がある。(療育手帳の有無は問わない) 突発的な出来事に適切な対処ができない。(パニックをおこす) 周囲とのコミュニケーションに課題がある。		
家族・ 家庭の 状況	夫(パートナー)との関係	<input type="checkbox"/>	DVを受けている。 夫(パートナー)の協力が得られない。 夫婦の不和、対立がある。	
		<input type="checkbox"/>	きょうだいに対する虐待行為がある。(過去または現在、おそれも含む) 過去にきょうだいの不審死があった。 きょうだいに重度の疾病・障害等がある。	
	社会・経済的背景	<input type="checkbox"/>	住所が不確定(住民票がない)、転居を繰り返している。 経済的困窮、妊娠・出産・育児に関する経済的不安 夫婦ともに不安定就労・無職など	
		<input type="checkbox"/>	健康保険の未加入(無保険な状態) 医療費の未払い 生活保護を受給中 助産制度の利用(予定を含む)	
		<input type="checkbox"/>	家族の介護等	
サポート等の状況	<input type="checkbox"/>	妊婦自身の家族に頼ることができない。(死別、遠方などの場合を除く) 周囲からの支援に対して拒否的 近隣や地域から孤立している家庭(言葉や習慣の違いなど)		
【その他 気になること、心配なこと】				
【妊婦の気になる発言・行動】				
【妊婦や家族等の強み(ストレンクス)】				

虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等(「要支援児童等」)の様子や状況例【乳幼児期】

- このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも気づきを情報共有するためのものとしてご利用ください。
- 様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。
- 支援の必要性や心配なことがある場合には、妊婦の居住地である市町村に連絡をしてください。
- 市町村に気づきを共有するためのシートですので、関係機関で必ずしも全ての項目を確認する必要はありません。

	凶欄	様子や状況例	自由記
こどもの様子状況	健康状態	不定愁訴、反復する腹痛、便秘などの体調不良を訴える。 夜驚、悪夢、不眠がある。	
	精神的に不安定	警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。 過度に緊張し、担任教諭、保育士等と視線が合わせられない。 大人の顔を伺ったり、接触をさげようとしたりする。	
	無関心、無反応	表情が乏しく、受け答えが少ない。 ボーっとしている、急に気力がなくなる。	
	攻撃性が強い	落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。 他者とうまく関わらず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。 激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。	
	孤立	友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。	
	気になる行動	担当教諭、保育士等を独占したがる、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める。 不自然にこどもが保護者と密着している。 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。 自暴自棄な言動がある。	
	保護者への態度	保護者の顔を窺う、意図を察知した行動をする。 保護者といるとおどおとし、落ち着きがない。 保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。	
	身なりや衛生状態	からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。 季節にそぐわない服装をしている。 衣服が破れたり、汚れたりしている。 虫歯の治療が行われていない。	
	食事の状況	食べ物への執着が強く、過度に食べる。 極端な食欲不振が見られる。 友達に食べ物をねだることがよくある。	
	登園状況等	理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。 連絡がない欠席を繰り返す。	
生育上の課題	未熟児、障害、慢性疾患、発育や発達の違い(やせ、低身長、歩行や言葉の後れ等)が見られる。		
保護者の様子状況	こどもへの関わり・対応	理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限がある。 「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。 こどもの発達等に無関心であったり、育児について拒否的な発言がある。 こどもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。	
	きょうだいとの差別	きょうだいに対しての差別的な言動や特定のこどもに対して拒否的な態度をとる。 きょうだいで服装や持ち物などに差が見られる。	
	心身の状態(健康状態)	精神科への受診歴、相談歴がある。(精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない) アルコール依存(過去も含む)や薬物の使用歴がある。 子育てに関する強い不安がある。 保護者自身の必要な治療行為を拒否する。	
	気になる行動	些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。 被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。 他児の保護者との対立が頻回にある。	
	幼稚園、保育所等との関わり	長期にわたる欠席が続き、訪問してもこどもに会わせようとしていない。 欠席の理由やこどもに関する状況の説明に不自然なところがある。 行事への不参加、連絡をとることが困難である。	
	妊娠、出産	予期しない妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産	
	若年の妊娠、出産	10代の妊娠、親としての心構えが整う前の出産	
家族家庭の状況	家族間の暴力、不和	夫婦間の言い争いがある。 絶え間なくけんかがあったり、DV・同居者間の暴力など家庭不和がある。	
	住居の状態	家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。 理由のわからない頻繁な転居がある。	
	サポート等の状況	近隣との付き合いを拒否する。 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。	
	経済的な困窮	保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている。	
	複雑な家族構成	親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況(結婚、離婚を繰り返す等)	
	きょうだいが著しく多い	養育の見通しもないままの無計画な出産による多子	
	保護者の生育歴	被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている。	
	養育技術の不足	知識不足、家事・育児能力の不足	
養育に協力する人の不在	親族や友人などの養育支援者が近くにいない。		

【その他 気になること、心配なこと】

【こどもや保護者の気になる発言・行動】 【こどもや保護者、家族等の強み(ストレングス)】

虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等(「要支援児童等」)の様子や状況例【学齢期以降】

- このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも気づきを情報共有するためのものとしてご利用ください。
- 様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。
- 支援の必要性や心配なことがある場合には、妊婦の居住地である市町村に連絡をしてください。
- 市町村に気づきを共有するためのシートですので、関係機関で必ずしも全ての項目を確認する必要はありません。
- チェック欄のうち色塗りされているのは重点項目です。ただし、それ以外の項目も含めた幅広い視点から、何か気づきがあれば市町村へ気づきを共有してください。

	目録	様子や状況例	自由記述
こどもの様子・状況	健康状態	不定愁訴、反復する腹痛、便通などの体調不良を訴える。 夜驚、悪夢、不眠、夜尿がある。(学齢期に発言する夜尿は要注意)	
	精神的に不安定	警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。 過度に緊張し、教員等と視線が合わせられない。 教員等の顔を伺ったり、接触をさげようとしたりする。	
	無関心、無反応	表情が乏しく、受け答えが少ない。 ボーっとしている、急に気力がなくなる。	
	攻撃性が強い	落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。 他者とうまく関わらず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。 激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。	
	孤立	友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。	
	気になる行動	担当の教員等を独占したが、用事がなくてもそばに近づいてこようとしたり、過度のスキンシップを求める。 不自然にこどもが保護者と密着している。 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。 自暴自棄な言動がある。	
	反社会的な行動(非行)	深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す。	
	保護者への態度	保護者の顔を窺う、意図を察知した行動をする。 保護者といるとおどおどし、落ち着きがない。 保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。 からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。	
	身なりや衛生状態	季節にそぐわない服装をしている。 衣服が破れたり、汚れたりしている。 虫歯の治療が行われていない。	
	食事の状況	食べ物への執着が強く、過度に食べる。 極端な食欲不振が見られる。 友達に食べ物をねだることがよくある。	
	登校状況等	理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。 きょうだいや家族等の面倒を見るため、欠席・遅刻・早退が多い。 なにかと理由をつけてなかなか家に帰りがらない。	
	生育上の課題	未熟児、障害、慢性疾患、発育や発達の遅れ(やせ、低身長、歩行や言葉の後れ等)が見られる。	
保護者の様子・状況	こどもへの関わり・対応	理想の押しつけや年齢不相当な要求がある。 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限がある。 「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。 こどもの発達等に無関心であったり、育児について拒否的な発言がある。 こどもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかうことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする	
	きょうだいとの差別	きょうだいに対しての差別的な言動や特定のこどもに対して拒否的な態度をとる。 きょうだいで服装や持ち物などに差が見られる。	
	心身の状態(健康状態)	精神科への受診歴、相談歴がある。(精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない) アルコール依存(過去も含む)や薬物の使用歴がある。 子育てに関する強い不安がある。 保護者自身の必要な治療行為を拒否する。	
	気になる行動	些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。 被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。 他児の保護者との対立が頻回にある。	
	学校等との関わり	長期にわたる欠席が続き、訪問してもこどもに会わせようとしない。 欠席の理由やこどもに関する状況の説明に不自然なところがある。 学校行事への不参加、連絡をとることが困難である。	
	妊娠、出産	予期しない妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産	
	若年の妊娠、出産	10代の妊娠、親としての心構えが整う前の出産	
家族・家庭の状況	家族間の暴力、不和	夫婦間の言い争いがある。 絶え間なくけんかがあったり、DV・同居者間の暴力など家庭不和がある。	
	住居の状態	家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。 理由のわからない頻繁な転居がある。	
	サポート等の状況	近隣との付き合いを拒否する。 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。	
	経済的な困窮	保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている。	
	複雑な家族構成	親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況(結婚、離婚を繰り返す等)	
	きょうだいが著しく多い	養育の見通しもないままの無計画な出産による多子	
	保護者の生育歴	被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている。	
	養育技術の不足	知識不足、家事・育児能力の不足	
	養育に協力する人の不在	親族や友人などの養育支援者が近くにいらない。	

【その他 気になること、心配なこと】

【こどもや保護者の気になる発言・行動】

【こどもや保護者、家族等の強み(ストレングス)】

1 早期発見のためのチェックリスト

1 家庭・地域で【民生児童委員・主任児童委員】

① 子どもの状況

- 子どもや親の説明と一致しないような不自然な外傷（特に首や顔面の打撲、火傷など）が見られる。
- 季節にそぐわない服装をしていたり、衣服がいつも汚れている。特に、きょうだいとの差がみられる。
- 子どもだけで食事をしていたり、食事をきちんと取っていない。
- 夜遅くまで外で遊んでいたり、徘徊している。
- 親がいると顔色をうかがう反面、親がいなくなると全く親に関心を示さなくなる。
- 理由もなく学校や園を休んでいる。

② 養育者の態度・特徴

- 子どもの健康や安全に対する配慮がなされていない。
- 地域や親族との交流がなく、孤立状態にある。
- 夫婦関係や家族関係に葛藤が強く、お互いに理解しえない関係にある。
- 精神および身体の病気のため、子育てが負担となっている。
- アルコール依存症や薬物依存症、経済的困窮などの問題がみられる。
- 夜間就労のため、子どもの養育に困難が生じている。
- 極端に偏った育児観や教育観を押しついたり、体罰を肯定している。
- 子どもや他人に癩癩を爆発させることが多い。

2 集団生活の中で【保育所・認定こども園・学校等】

① 子どもの状況

- 子どもや親の説明と一致しないような不自然な外傷（特に首や顔面の打撲、火傷など）が見られる。
- 季節にそぐわない服装をしていたり、衣服がいつも汚れている。特に、きょうだいとの差がみられる。
- 親がいると顔色をうかがう反面、親がいなくなると全く親に関心を示さなくなる。
- 連絡もなく登園（校）してこない。訪問すると、親が不在だったり、まだ寝ていたり、食事も与えられていなかったりすることがある。
- おやつや給食をむさぼるように食べる。おかわりを何度も要求する。
- 何かと理由をつけて、家に帰りたがらない。
- 表情が乏しく、元気がない。意欲が乏しく、集中できない。
- 過度に緊張し、視線が合わせられない。
- 接触を避けようとし、警戒心が強い。
- 用がなくても先生の傍に居たり、先生を独占しようとする。
- 集団から離れ、孤立していることが多い。
- 攻撃的で威圧的な行動が目立つ。（友人に対する乱暴や動物に対するいじめ等）
- 身長や体重の伸びが悪い。

② 養育者の態度・特徴

- 生活や気持ちにゆとりがない。
- 子どもとの関わりが乏しい。
- 子どもとの適度な心理的距離がとれない。（密着しすぎるか、全く放任か）
- 子どもに能力以上のことを無理やり押しつけようとする。
- 自分の思いどおりにならないと、体罰を加える。
- 子どもの外傷等を問われた時、不自然な説明をする。

3 健康診査・健康診断の場で【保健センター等】

① 子どもの健康状態

- 外傷が多い。（首・頭部・腹部の出血斑、たばこ・熱湯による火傷、網膜出血、骨折・脱臼等）

- 栄養不良（やせ、低身長、顔色不良）
- 病気の放置
- 清潔保持が不十分。（皮膚、口腔や衣服が不潔、おむつかぶれ、ひどい湿疹、爪の汚れや伸び等）
- ② 子どもの精神・行動面の状況
 - 発達の遅れ（運動、言葉、理解、アンバランスな発達、経験不足等）
 - 表情が乏しい。（無表情、うつろな目、笑わない、凍てついた凝視、しかめっ面、おびえ等）
 - 親子関係が確立していない。（分離不安を示さない。おどおどして絶えず親の顔をうかがう、親に甘えない、子どもの集団に入れない、孤立している等）
 - 異常行動（過食、拒食、異食、異常な泣き方、他児に対する乱暴等）
- ③ 養育者の態度・特徴
 - 子どもへの接し方が不自然である。（抱こうとしない、泣いてもあやさない、関わりが少ない等）
 - 事故への配慮がない。（椅子に無造作に寝かせておく等）
 - 健康診査におむつや哺乳ビンを持ってこない。
 - 偏った育児観を持っていて、厳しいしつけをしたり、叱責が多かったりする。
 - 子どもに対する拒否的な発言がある。（見たくない、触りたくない、いらいらする、かわいくない、誰かに預かって欲しい、期待はずれな子、欲しくなかった子等）
 - 月齢にふさわしくない食事の与え方をしている。（不適切なミルクや離乳食の与え方、酒・コーラ・コーヒー等を与えている等）
 - 予防接種や健康診査を受けさせない。
 - 親の行動を優先させる。

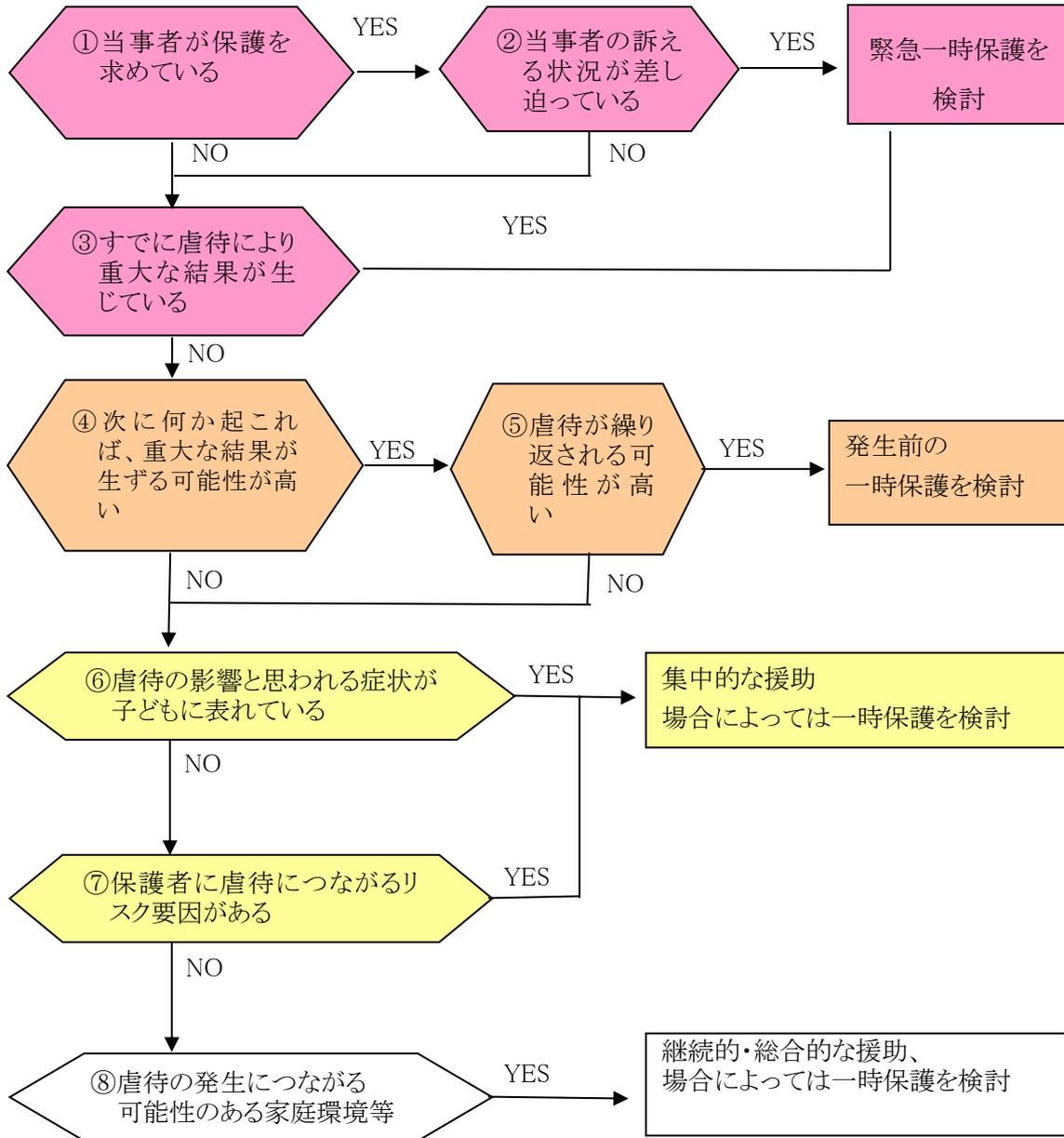
4 診療の場で【医療機関】

- ① 子どもの身体的所見
 - 皮膚の外傷（多数の皮下出血や打撲、ベルトや硬い物で打たれた跡等の不審な傷、大人が噛んだりつねった跡、縛ったような手足の輪状の傷等）
 - 火傷・熱湯（たばこの跡、アイロンの跡、熱湯をかけた跡等）
 - 骨折（多発性の骨折、新旧入り交じった骨折、肋骨骨折、捻転骨折、鼻骨骨折等）
 - 頭（頭蓋骨骨折、頭蓋内出血、乳幼児揺さぶり症候群、痙攣、意識障害等）
 - 目（目のまわりのあざ、眼球の損傷、前眼房出血、眼底出血等）
 - 耳（鼓膜の破裂等）
 - 口腔（口腔内に哺乳ビンやスプーンなどを力づくで突っ込まれたような、歯肉や舌の小さな凝血と口唇小帯の微細な裂傷等）
 - 内臓（内臓損傷、内臓破裂、薬物中毒等）
 - 性器と肛門（性器や肛門およびその周辺の外傷、若年者の妊娠等）
 - 全身（低身長、極端なやせ、体重増加不良、脱水症、不潔な肌等）
- ② 子どもの精神的所見
 - 発達の遅れ（運動、精神、言語）
 - 心身症（円形脱毛、チック、胃潰瘍等）
 - 極端なおびえや情緒不安定（親の顔をうかがう）
 - 無感動・無表情（他者への関心が低い）
 - 親子関係が希薄（親への執着がない、甘えない等）
- ③ 養育者の態度・特徴
 - あいまいで矛盾した説明をする。
 - 発症から受診までの時間が長い。
 - 子どもの症状の程度、予後および治療方法について関心を持たない。
 - 入院が必要でも拒否したり、入院させるとすぐ帰ってしまう。
 - 理由なく付き添いを拒否したり、面会は短時間で、子どもと接触しない。
 - 外来通院を中断したり、転院を繰り返す。

一時保護決定に向けてのアセスメントシート

① 当事者が保護を求めている？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<input type="checkbox"/> 子ども自身が保護・救済を求めている <input type="checkbox"/> 保護者が、子どもの保護を求めている	*情報
② 当事者の訴える状況が差し迫っている？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<input type="checkbox"/> 確認にはいたらないものの性的虐待の疑いが濃厚であるなど <input type="checkbox"/> このままでは「何をしでかすか分からない」「殺してしまいそう」などの訴えなど	
③ すでに虐待により重大な結果が生じている？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<input type="checkbox"/> 性的虐待（性交、性的行為の強要、妊娠、性感染症罹患） <input type="checkbox"/> 外傷 <input type="checkbox"/> ネグレクト 例：栄養失調、衰弱、脱水症状、医療放棄、治療拒否	
④ 次に何か起これば、重大な結果が生ずる可能性が高い？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<input type="checkbox"/> 乳幼児 <input type="checkbox"/> 生命に危険な行為 例：頭部打撃、顔面攻撃、首締め、シェーキング、道具を使った体罰 逆さ吊り、戸外放置、溺れさせる <input type="checkbox"/> 性的行為に至らない性的虐待	
⑤ 虐待が繰り返される可能性が高い？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<input type="checkbox"/> 新旧混在した傷、入院歴 <input type="checkbox"/> 過去の介入 例：複数の通告、過去の相談歴、一時保護歴、施設入所歴、 他の「きょうだい」の虐待歴 <input type="checkbox"/> 保護者に虐待の認識・自覚なし <input type="checkbox"/> 保護者の精神的不安定さ、判断力の衰弱	
⑥ 虐待の影響と思われる症状が子どもに表れている？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<input type="checkbox"/> 保護者への拒否感、恐れ、おびえ、不安 <input type="checkbox"/> 面接場面での様子 例：無表情、表情が暗い、鬱的体の緊張、 過度のスキンシップを求める <input type="checkbox"/> 虐待に起因する身体的症状 例：発育・発達の遅れ、腹痛、嘔吐、白髪化、脱毛	
⑦ 保護者に虐待につながるリスク要因がある？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<input type="checkbox"/> 子どもへの拒否的感情・態度 例：拒否、愛情欠如、差別など不当な扱い、望まない妊娠出産 <input type="checkbox"/> 精神状態の問題 例：鬱的、精神的に不安定、妊娠・出産のストレス、育児ノイローゼ <input type="checkbox"/> 性格的問題 例：衝動的、攻撃的、未熟性 <input type="checkbox"/> アルコール・薬物等の問題 例：現在常用している、過去に経験がある <input type="checkbox"/> 児童相談所等からの援助に対し拒否的あるいは改善が見られない、 改善するつもりがない <input type="checkbox"/> 家族・同居者間での暴力（DV等）、不和 <input type="checkbox"/> 日常的に子どもを守る人がいない	
⑧ 虐待の発生につながる可能性のある家庭環境等 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<input type="checkbox"/> 虐待によるのではない子どもの生育上の問題等 例：発達や発育の遅れ、未熟児、障害、慢性疾患 <input type="checkbox"/> 子どもの問題行動 例：攻撃的、盗み、家出、徘徊、虚言、性的逸脱、退行、自傷行為、盗み食い、異食、過食 <input type="checkbox"/> 保護者の生育歴 例：被虐待歴、愛されなかった思い <input type="checkbox"/> 養育態度・知識の問題 例：意欲なし、知識不足、不適切、期待過剰、家事能力不足 <input type="checkbox"/> 家族状況 例：保護者等（祖父母、養父母等を含む）の死亡・失踪、離婚、 妊娠・出産、ひとり親家庭等	

一時保護に向けてのフローチャート



〔解説〕

- A ①②③のいずれかで「はい」がある時
⇒ 緊急一時保護の必要性を検討
- B ④に該当項目がありかつ⑤にも該当項目があるとき
⇒ 次の虐待が発生しないうちに保護する必要性を検討
- C ①～⑤いずれにも該当項目がないが⑥⑦のいずれかで「はい」がある場合
表面化していなくても深刻な虐待が起きている可能性
あるいは虐待が深刻化する可能性
⇒ 虐待リスクを低減するための集中的援助。その見通しによっては一時保護を検討
- A～Cのいずれにも該当がなく、⑧のみに「はい」がある場合
⇒ 家族への継続的・総合的援助が必要。
場合によっては、社会的養護のための一時保護の必要性を検討する

第六節 要保護児童の保護措置等

第二十五条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通告をすることを妨げるものと解釈してはならない。

（要保護児童対策地域協議会）

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童(第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第十項に規定する保護延長者を含む。次項及び第六項において同じ。)の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)により構成される要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を置くように努めなければならない。

② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦(以下この項及び第五項において「支援対象児童等」という。)に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

③ 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

④ 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り要保護児童対策調整機関を指定する。

⑤ 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、支援対象児童等に対する支援が適切に実施されるよう、内閣府令で定めるところにより、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者、子ども家庭センターその他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。

⑥ 要保護児童対策調整機関は、子ども・若者育成支援推進法(平成二十一年法律第七十一号)第十五条第一項に規定する子ども・若者のうち要保護児童又は要支援児童であるものに対し、協議会及び同法第十九条第一項に規定する子ども・若者支援地域協議会が協働して効果的に支援を行うことができるよう、同法第二十一条第一項に規定する子ども・若者支援調整機関と連携を図るよう努めるものとする。

⑦ 市町村の設置した協議会(市町村が地方公共団体(市町村を除く。)と共同して設置したものを含む。)に係る要保護児童対策調整機関は、内閣府令で定めるところにより、専門的な知識及び技術に基づき前二項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として内閣府令で定めるもの(次項及び第九項において「調整担当者」という。)を置くものとする。

⑧ 地方公共団体(市町村を除く。)の設置した協議会(当該地方公共団体が市町村と共同して設置したものを除く。)に係る要保護児童対策調整機関は、内閣府令で定めるところにより、調整担当者を置くように努めなければならない。

⑨ 要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者は、内閣総理大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

（資料又は情報の提供等）

第二十五条の三 協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

② 関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

第二十五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（秘密保持）

第二十五条の五 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者

三 前二条に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

（状況の把握）

第二十五条の六 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに、当該児童の状況の把握を行うものとする。

(通告児童等に対する措置)

第二十五条の七 市町村(次項に規定する町村を除く。)は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦(次項において「要保護児童等」という。)に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者(以下「通告児童等」という。)について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。
 - 二 通告児童等を当該市町村の設置する福祉事務所の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第九条第六項に規定する知的障害者福祉司(以下「知的障害者福祉司」という。)又は社会福祉主事に指導させること。
 - 三 児童自立生活援助の実施又は社会的養護自立支援拠点事業の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
 - 四 児童虐待の防止等に関する法律第八条の二第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第二十九条若しくは同法第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。
- ② 福祉事務所を設置していない町村は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、通告児童等又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。
- 一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。
 - 二 次条第二号の措置が適当であると認める者は、これを当該町村の属する都道府県の設置する福祉事務所に送致すること。
 - 三 妊産婦等生活援助事業の実施、助産の実施又は母子保護の実施が適当であると認める者は、これをそれぞれその実施に係る都道府県知事に報告すること。
 - 四 児童自立生活援助の実施又は社会的養護自立支援拠点事業の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
 - 五 児童虐待の防止等に関する法律第八条の二第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第二十九条若しくは同法第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

(福祉事務所長の採るべき措置)

第二十五条の八 都道府県の設置する福祉事務所長の長は、第二十五条第一項の規定による通告又は前条第二項第二号若しくは次条第一項第四号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。
- 二 児童又はその保護者をその福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。
- 三 妊産婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等(助産の実施、母子保護の実施又は保育の利用若しくは第二十四条第五項の規定による措置をいう。以下同じ。)が適当であると認める者は、これをそれぞれその妊産婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。
- 四 児童自立生活援助の実施又は社会的養護自立支援拠点事業の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
- 五 第二十一条の六の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。

(児童相談所長の採るべき措置)

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。
 - 二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業(次条第一項第二号及び第三十四条の七において「障害者等相談支援事業」という。)を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として内閣府令で定めるものに委託して指導させること。
 - 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、情報を提供すること、相談(専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。)に応ずること、調査及び指導(医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定を必要とする場合を除く。)を行うことその他の支援(専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。)を行うことを要すると認める者(次条の措置を要すると認める者を除く。)は、これを市町村に送致すること。
 - 四 第二十五条の七第一項第二号又は前条第二号の措置が適当であると認める者は、これを福祉事務所に送致すること。
 - 五 妊産婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等が適当であると認める者は、これをそれぞれその妊産婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。
 - 六 児童自立生活援助の実施又は社会的養護自立支援拠点事業の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
 - 七 第二十一条の六の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。
 - 八 放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認める者は、これをその事業の実施に係る市町村の長に通知すること。
- ② 前項第一号の規定による報告書には、児童の住所、氏名、年齢、履歴、性行、健康状態及び家庭環境、同号に規定する措置についての当該児童及びその保護者の意向その他児童の福祉増進に関し、参考となる事項を記載しなければならない。

○児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年五月二十四日法律第八十二号)抜粋

(目的)

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(児童虐待の定義)

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(十八歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(平一六法三〇・平二八法六三・平三〇法五九・一部改正)

(児童に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援(児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。)並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間又は関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センター(次条第一項において単に「配偶者暴力相談支援センター」という。)、学校及び医療機関の間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。
- 6 児童相談所の所長は、児童虐待を受けた児童が住所又は居所を当該児童相談所の管轄区域外に移転する場合には、当該児童の家庭環境その他の環境の変化による影響に鑑み、当該児童及び当該児童虐待を行った保護者について、その移転の前後において指導、助言その他の必要な支援が切れ目なく行われるよう、移転先の住所又は居所を管轄する児童相談所の所長に対し、速やかに必要な情報の提供を行うものとする。この場合において、当該情報

の提供を受けた児童相談所長は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会が速やかに当該情報の交換を行うことができるための措置その他の緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

- 7 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。
- 8 何人も、児童の健全な成長のために、家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

(児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、女性相談支援員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 第一項に規定する者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。
- 4 前項の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第二項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するように努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。
- 5 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通告又は送致を受けた場合の措置)

第八条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

- 一 児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。
 - 二 当該児童のうち次条第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。
- 2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号若しくは第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。
- 一 児童福祉法第三十三条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせること。
 - 二 児童福祉法第二十六条第一項第三号の規定により当該児童のうち第六条第一項の規定による通告を受けたものを市町村に送致すること。
 - 三 当該児童のうち児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十五条の八第三号に規定する保育の利用等(以下この号において「保育の利

用等」という。)が適当であると認めるものをその妊産婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長へ報告し、又は通知すること。

- 四 当該児童のうち児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第五項に規定する養育支援訪問事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第七項に規定する一時預かり事業、同条第十四項に規定する子育て援助活動支援事業、同条第十九項に規定する子育て世帯訪問支援事業、同条第二十項に規定する児童育成支援拠点事業、同条第二十一項に規定する親子関係形成支援事業、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九条第一号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認めるものをその事業の実施に係る市町村の長へ通知すること。
 - 3 前二項の児童の安全の確認を行うための措置、市町村若しくは児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。
(出頭要求等)
- 第八条の二 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により当該児童の保護者の出頭を求めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、当該保護者に対し、出頭を求める理由となった事実の内容、出頭を求める日時及び場所、同伴すべき児童の氏名その他必要な事項を記載した書面により告知しなければならない。
 - 3 都道府県知事は、第一項の保護者が同項の規定による出頭の求めに応じない場合は、次条第一項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問その他の必要な措置を講ずるものとする。
(立入調査等)
- 第九条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。
- 2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第二十九条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第六十一条の五第二項の規定を適用する。
(再出頭要求等)
- 第九条の二 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は前条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。
- 2 第八条の二第二項の規定は、前項の規定による出頭の求めについて準用する。
(臨検、搜索等)
- 第九条の三 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は第九条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い、又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は搜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。
 - 3 都道府県知事は、第一項の許可状(以下「許可状」という。)を請求する場合においては、児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料、臨検させようとする住所又は居所に当該児童が現在すると認められる資料及び当該児童の保護者が第九条第一項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したことを証する資料を提出しなければならない。

- 4 前項の請求があった場合においては、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所又は搜索すべき児童の氏名並びに有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を都道府県知事に交付しなければならない。
- 5 都道府県知事は、許可状を児童の福祉に関する事務に従事する職員に交付して、第一項の規定による臨検又は搜索をさせるものとする。
- 6 第一項の規定による臨検又は搜索に係る制度は、児童虐待が保護者がその監護する児童に対して行うものであるために他人から認知されること及び児童がその被害から自ら逃れることが困難である等の特別の事情から児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにかんがみ特に設けられたものであることを十分に踏まえた上で、適切に運用されなければならない。
- (臨検又は搜索の夜間執行の制限)
- 第九条の四 前条第一項の規定による臨検又は搜索は、許可状に夜間でもすることができる旨の記載がなければ、日没から日の出までの間には、してはならない。
- 2 日没前に開始した前条第一項の規定による臨検又は搜索は、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。
- (許可状の提示)
- 第九条の五 第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索の許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならない。
- (身分の証明)
- 第九条の六 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検若しくは搜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問(以下「臨検等」という。)をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- (臨検又は搜索に際しての必要な処分)
- 第九条の七 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索をするに当たって必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができる。
- (臨検等をする間の出入りの禁止)
- 第九条の八 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等をする間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に入出入りすることを禁止することができる。
- (責任者等の立会い)
- 第九条の九 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索をするときは、当該児童の住所若しくは居所の所有者若しくは管理者(これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代わるべき者を含む。)又は同居の親族で成年に達した者を立ち合わせなければならない。
- 2 前項の場合において、同項に規定する者を立ち合わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の地方公共団体の職員を立ち合わせなければならない。
- (警察署長に対する援助要請等)
- 第十条 児童相談所長は、第八条第二項の児童の安全の確認を行おうとする場合、又は同項第一号の一時保護を行おうとし、若しくは行わせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問をさせ、又は臨検等をさせようとする場合についても、同様とする。
- 2 児童相談所長又は都道府県知事は、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ迅速かつ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、児童の生命又は身体の安全を確認し、又は確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭和三十二年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。
- (調書)
- 第十条の二 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索をしたときは、これらの処分をした年月日及びその結果を記載した調書を作成し、立会人に示し、当該立会人とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、立会人が署名押印をせず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。
- (都道府県知事への報告)

第十条の三 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等を終えたときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

(行政手続法の適用除外)

第十条の四 臨検等に係る処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

(審査請求の制限)

第十条の五 臨検等に係る処分については、審査請求をすることができない。

(行政事件訴訟の制限)

第十条の六 臨検等に係る処分については、行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第三十七条の四の規定による差止めの訴えを提起することができない。

(児童虐待を行った保護者に対する指導等)

第十一条 都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号又は第二十六条第一項第二号の規定により指導を行う場合は、当該保護者について、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする。

2 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない。

3 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。

4 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。

5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第三十三条第二項の規定により児童相談所長をして児童虐待を受けた児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させ、同法第二十七条第一項第三号又は第二十八条第一項の規定による措置を採る等の必要な措置を講ずるものとする。

6 児童相談所長は、第四項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第三十三条の七の規定による請求を行うものとする。

7 都道府県は、保護者への指導(第二項の指導及び児童虐待を行った保護者に対する児童福祉法第十一条第一項第二号ニの規定による指導をいう。以下この項において同じ。)を効果的に行うため、同法第十三条第五項に規定する指導教育担当児童福祉司に同項に規定する指導及び教育のほか保護者への指導を行う者に対する専門的技術に関する指導及び教育を行わせるとともに、第八条の二第一項の規定による調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問、第九条の二第一項の規定による調査若しくは質問、第九条の三第一項の規定による臨検若しくは搜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問をした児童の福祉に関する事務に従事する職員並びに同法第三十三条第一項又は第二項の規定による児童の一時保護を行った児童福祉司以外の者に当該児童に係る保護者への指導を行わせることその他の必要な措置を講じなければならない。

(面会等の制限等)

第十二条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置(以下「施設入所等の措置」という。)が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、内閣府令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。

一 当該児童との面会

二 当該児童との通信

2 前項の施設の長は、同項の規定による制限を行った場合又は行わなくなった場合は、その旨を児童相談所長に通知するものとする。

3 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置(児童福祉法第二十八条の規定によるものに限る。)が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われる

おそれがあり、又は当該児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。

第十二条の二 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置(児童福祉法第二十八条の規定によるものを除く。以下この項において同じ。)が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求め、当該保護者が前条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、児童相談所長は、次項の報告を行うに至るまで、同法第三十三条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

2 児童相談所長は、前項の一時保護を行った、又は行わせた場合には、速やかに、児童福祉法第二十六条第一項第一号の規定に基づき、同法第二十八条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第十二条の三 児童相談所長は、児童福祉法第三十三条第一項の規定により、児童虐待を受けた児童について一時保護を行っている、又は適当な者に委託して、一時保護を行わしている場合(前条第一項の一時保護を行っている、又は行わしている場合を除く。)において、当該児童について施設入所等の措置を要すると認めるときであって、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求め、当該保護者が第十二条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反すると認めるときは、速やかに、同法第二十六条第一項第一号の規定に基づき、同法第二十八条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第十二条の四 都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われ、かつ、第十二条第一項の規定により、当該児童虐待を行った保護者について、同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、六月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身边につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所(通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。)の付近をはいかいしてはならないことを命ずることができる。

2 都道府県知事又は児童相談所長は、前項に規定する場合において、引き続き児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、六月を超えない期間を定めて、同項の規定による命令に係る期間を更新することができる。

3 都道府県知事又は児童相談所長は、第一項の規定による命令をしようとするとき(前項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新しようとするときを含む。)は、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第一項の規定による命令をするとき(第二項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新するときを含む。)は、内閣府令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

5 第一項の規定による命令が発せられた後に施設入所等の措置が解除され、停止され、若しくは他の措置に変更された場合、児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が解除された場合又は第十二条第一項の規定による制限の全部若しくは一部が行われなくなった場合は、当該命令は、その効力を失う。同法第二十八条第三項の規定により引き続き施設入所等の措置が採られ、又は同法第三十三条第六項の規定により引き続き一時保護が行われている場合において、第一項の規定による命令が発せられたときであって、当該命令に係る期間が経過する前に同法第二十八条第二項の規定による当該施設入所等の措置の期間の更新に係る承認の申立てに対する審判又は同法第三十三条第五項本文の規定による引き続きの一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定したときも、同様とする。

6 都道府県知事又は児童相談所長は、第一項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その命令を取り消さなければならない。

(施設入所等の措置の解除等)

第十三条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該児童の保護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果、当該児童の家庭環境その他内閣府令で定める事項を勘案しなければならない。

- 2 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置又は行われた一時保護を解除するときは、当該児童の保護者に対し、親子の再統合の促進その他の児童虐待を受けた児童が家庭で生活することを支援するために必要な助言を行うことができる。
- 3 都道府県知事は、前項の助言に係る事務の全部又は一部を内閣府令で定める者に委託することができる。
- 4 前項の規定により行われる助言に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
(施設入所等の措置の解除時の安全確認等)

第十三条の二 都道府県は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置若しくは行われた一時保護を解除するとき又は当該児童が一時的に帰宅するときは、必要と認める期間、市町村、児童福祉施設その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、当該児童の家庭を継続的に訪問することにより当該児童の安全の確認を行うとともに、当該児童の保護者からの相談に応じ、当該児童の養育に関する指導、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(児童虐待を受けた児童等に対する支援)

第十三条の三 市町村は、子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設(次項において「特定教育・保育施設」という。)又は同法第四十三条第二項に規定する特定地域型保育事業(次項において「特定地域型保育事業」という。)の利用について、同法第四十二条第一項若しくは第五十四条第一項の規定により相談、助言若しくはあつせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第二十四条第三項の規定により調整若しくは要請を行う場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

- 2 特定教育・保育施設の設置者又は子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者は、同法第三十三条第二項又は第四十五条第二項の規定により当該特定教育・保育施設を利用する児童(同法第十九条第二号又は第三号に該当する児童に限る。以下この項において同じ。)又は当該特定地域型保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用する児童を選考するときは、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実に必要な施策を講じなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない。

(資料又は情報の提供)

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関(地方公共団体の機関を除く。)並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(都道府県児童福祉審議会等への報告)

第十三条の五 都道府県知事は、児童福祉法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（同条第一項ただし書に規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会）に、第九条第一項の規定による立入り及び調査又は質問、臨検等並びに児童虐待を受けた児童に行われた同法第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例その他の内閣府令で定める事項を報告しなければならない。

（児童の人格の尊重等）

第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

（親権の喪失の制度の適切な運用）

第十五条 民法(明治二十九年法律第八十九号)に規定する親権の喪失の制度は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも、適切に運用されなければならない。

（大都市等の特例）

第十六条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）並びに児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

（罰則）

第十七条 第十二条の四第一項の規定による命令（同条第二項の規定により同条第一項の規定による命令に係る期間が更新された場合における当該命令を含む。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十八条 第十三条第四項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 児童虐待の防止等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

飯田市要保護児童対策地域協議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）としての組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の業務)

第2条 協議会は、法第25条の2第2項に規定するもののほか、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 要保護児童（法第6条の3に規定するものをいう。以下同じ。）の早期の発見、適切な保護及びその健やかな育成の支援並びに推進
- (2) 前号に定める業務に係る関係機関の連携システムの構築及びその運営

(協議会の組織)

第3条 協議会は、次に掲げる機関若しくは団体又は個人（以下「関係機関等」という。）によって組織する。

- (1) 一般社団法人飯田医師会
- (2) 一般社団法人飯田下伊那歯科医師会
- (3) 公益社団法人長野県看護協会飯田支部
- (4) 一般社団法人長野県助産師会飯下地区
- (5) 飯田市民生児童委員協議会
- (6) 飯田人権擁護委員協議会中部部会
- (7) 長野県飯田児童相談所
- (8) 長野県飯田保健福祉事務所
- (9) 長野県飯田警察署
- (10) 飯田広域消防本部
- (11) 飯田市の区域に所在する保育所
- (12) 飯田市の区域に所在する認定こども園
- (13) 飯田市の区域に所在する小学校及び中学校
- (14) 飯田市の設置に係る児童館
- (15) 飯田市の区域に所在する児童養護施設及び乳児院
- (16) 飯田市及び下伊那郡の区域に所在する放課後等デイサービス事業所
- (17) 飯田市ファミリーサポートセンター
- (18) 長野県飯田養護学校
- (19) 特定非営利活動法人飯伊圏域障がい者総合支援センター
- (20) 飯田市こども未来健康部
- (21) 飯田市教育委員会
- (22) 前各号に定めるもののほか市長が指定する機関又は団体
- (23) 児童福祉に関連する職務に従事する個人で会長が指定するもの

2 会長は、関係機関等のうちから、第6条第1項に規定する代表者会議、第7条第1項に規定する実務者会議及び第8条第1項に規定する個別ケース会議の委員を指定する。

(協力要請)

第4条 協議会は、業務を行うに当たり必要と認めるときは、関係機関等に対し、資料又は

情報の提供、意見の陳情、調査又は支援の実施その他の協力を求めることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、協議会の会務を総理し、市長をもってこれに充てる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 4 副会長は、飯田市こども未来健康部長をもって充てる。

(代表者会議)

第6条 協議会に、代表者会議を置く。

2 代表者会議は、協議会の業務を円滑に機能させるために、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童を支援するシステムの運営に関する事項
- (2) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

- 3 代表者会議に、議長を置く。
- 4 議長は、関係機関等のうちから、これを指名する。
- 5 代表者会議は、議長が1年に1回以上招集し、議長がその会務をつかさどる。

(実務者会議)

第7条 協議会に、実務者会議を置く。

2 実務者会議は、代表者会議及び次条に規定する個別ケース会議の円滑な運営を行うため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 委員の知識の共有及び資質の向上を図るための次条第2項各号に掲げる事項に係る情報の共有、課題の整理、支援方針の検討等
- (2) 代表者会議に対して必要に応じ行う提言、報告等
- (3) 次条に規定する個別ケース会議に対して必要に応じ行う助言、指導等

3 実務者会議は、第9条に規定する要保護児童対策調整機関が、第3条第2項の規定により指定された実務者会議の委員を招集して開催するものとし、要保護児童対策調整機関がその会務をつかさどる。

(個別ケース会議)

第8条 協議会に、個別ケース会議を置く。

2 個別ケース会議は、個々の要保護児童に対する具体的な支援の内容等を決定するために、次に掲げる事項について協議等する。

- (1) 個々の要保護児童の状況の把握及び問題点の確認
- (2) 個々の要保護児童に対する個別の支援方針の確立、その役割の分担の決定及び当該情報の共有
- (3) 個々の要保護児童の主務担当者の決定
- (4) 現に行った個別の支援の経過報告及びその評価並びに当該支援の過程において得られた新たな情報の共有
- (5) 個別の支援の実施内容及び個別の支援方針の見直し

3 個別ケース会議は、次条に規定する要保護児童対策調整機関が、第3条第2項の規定により指定された個別ケース会議の委員のうちから必要な者を招集して開催するものとし、要保護児童対策調整機関がその会務をつかさどる。

(要保護児童対策調整機関)

第9条 法第25条の2第4項の規定により市長が指定する要保護児童対策調整機関は、飯田市こども未来健康部こども課とする。

(守秘義務)

第10条 関係機関等(関係機関等の業務に従事する者を含む。)は、正当な理由なく、協議会の業務を行うに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。関係機関等でなくなった場合も同様とする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、飯田市こども未来健康部こども課が行う。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

この要綱は、平成25年5月9日から施行する。

この要綱は、平成26年5月23日から施行する。

この要綱は、平成27年5月21日から施行する。

この要綱は、令和6年6月21日から施行する。

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。

○ 飯田市要保護児童対策地域協議会 代表者会議委員 選出機関

機関等	事務局等連絡先	電話
飯田市長	秘書広報課秘書係	0265-22-4511(内線2313)
飯田市子ども未来健康部長	子ども未来健康部	0265-22-4511(内線5700)
(一社)飯田医師会長	飯田市医師会	0265-22-1800
(一社)飯田下伊那歯科医師会長	飯田下伊那歯科医師会	0265-22-1348
(公社)看護協会飯田支部助産師職能委員長	飯田市立病院周産期センター	0265-21-1255(内線2200)
(一社)長野県助産師会 飯下地区長	飯田市立病院周産期センター	0265-21-1255(内線2200)
飯田市主任児童委員長	子ども課子育て支援係	0265-22-4511(内線5346)
長野県飯田児童相談所所長		0265-25-8300
長野県飯田保健福祉事務所長		0265-53-0444
長野県飯田警察署長		0265-22-0110
飯田広域消防本部消防長		0265-23-6007
飯田市私立保育園連盟会長	保育家庭課課保育係	0265-22-4511(内線5736)
飯田市私立認定子ども園連合会	保育家庭課課保育係	0265-22-4511(内線5736)
飯田市公立保育園長会長	保育家庭課課保育係	0265-22-4511(内線5736)
飯田市校長会代表(小学校)	学校教育課総務係	0265-22-4511(内線3711)
飯田市校長会代表(中学校)	学校教育課総務係	0265-22-4511(内線3711)
風越寮長		0265-22-1489
風越乳児院長		0265-22-4127
おさひめチャイルドキャンプ施設長		0265-22-3875
長野県飯田養護学校長		0265-33-3711
特定非営利法人 飯伊圏域障がい者総合支援センター長		0265-24-3182
飯田市つどいの広場連絡協議会会長	子ども課子育て支援係	0265-22-4511(内線5346)
アドバイザー		児童虐待対応
アドバイザー		発達支援対応
飯田市教育委員会学校教育課長		0265-22-4511(内線3710)
飯田市児童館長会代表	学校教育課	0265-22-4511(内線3715)
放課後等デイサービス事業所代表	福祉課障がい福祉係	0265-22-4511(内線5714)
飯田市ファミリーサポートセンター所長	飯田市社会福祉協議会	0265-53-3181
飯田市福祉課長		0265-22-4511(内線5710)
飯田市保育家庭課長		0265-22-4511(内線5730)
飯田市保健課長		0265-22-4511(内線5510)
飯田市子ども課長		0265-22-4511(内線5340)
飯田市子ども発達センターひまわり所長		0265-23-6097

○実務者会議関係機関

機関名	電話番号
長野県飯田児童相談所	0265-25-8300
長野県飯田保健福祉事務所健康づくり支援課保健衛生係	0265-53-0444
風越寮	0265-22-1489
風越乳児院	0265-22-4127
おさひめチャイルドキャンプ	0265-22-3875
飯田市教育委員会教育相談室	0265-22-4511(内線 3721)
飯田市福祉課生活福祉係	0265-22-4511(内線 5726)
飯田市福祉課障害福祉係	0265-22-4511(内線 5714)
飯田市保健課保健指導係	0265-22-4511(内線 5303)
飯田市保育家庭課保育係	0265-22-4511(内線 5736)
飯田市保育家庭課家庭相談係	0265-22-4511(内線 5739)
事務局(飯田市こども課こども相談係)	0265-22-4511(内線 5341)

○ 飯田市要保護児童対策地域協議会 構成機関一覧

1 飯田市医師会、飯田下伊那歯科医師会に所属する医療機関

橋 北		
飯田市休日夜間急患診療所	飯田市東中央通り 5-96	0265-23-3636
上松医院	飯田市浜井町 3468	0265-22-0660
後藤医院	飯田市伝馬町 2 丁目 32	0265-24-6557
波多野医院	飯田市伝馬町 1 丁目 46	0265-22-0666
矢高眼科医院	飯田市馬場町 2 丁目 367	0265-22-0068
飯田病院附属仲ノ町診療所	飯田市仲ノ町 1 丁目 2	0265-49-3083
太田歯科医院	飯田市小伝馬町 2 丁目 3605	0265-23-8011
加藤歯科医院	飯田市大門町 15	0265-22-1678
まきうち歯科	飯田市江戸浜町 3415-6	0265-59-7725
吉川歯科医院	飯田市馬場町 2 丁目 104	0265-24-7050
橋 南		
飯田病院	飯田市大通 1-15	0265-22-5150
西澤産婦人科クリニック	飯田市本町 4 丁目 5	0265-24-3800
浦野耳鼻咽喉科医院	飯田市大久保町 2553-1	0265-22-0310
古島内科胃腸科医院	飯田市主税町 5	0265-56-1221
ささき医院	飯田市中央通り 3 丁目 44	0265-22-0059
久田小児科医院	飯田市知久町 4 丁目 1239	0265-22-0379
宮澤医院	飯田市通り町 4 丁目 1315	0265-53-8100
上松歯科医院	飯田市本町 1 丁目 15 トップヒルズ本町内	0265-24-0055
伊藤歯科医院	飯田市中央通り 4 丁目 35	0265-22-3408
浦野歯科小児歯科医院	飯田市大久保町 2553	0265-24-0020
大澤歯科医院	飯田市中央通り 3 丁目 45	0265-22-0517
長瀬歯科医院	飯田市本町 3 丁目 1	0265-22-0475
羽 場		
さの小児科医院	飯田市羽場坂町 2345-8	0265-48-5351
ごうど眼科	飯田市羽場町 1 丁目 19-11	0265-48-0466
牛木歯科医院	飯田市大通 1 丁目 21	0265-22-1648
熊谷歯科医院	飯田市白山町 3 丁目東 13-3	0265-53-8123
宮下歯科医院	飯田市羽場町 2 丁目 14-1	0265-24-0777
武井歯科医院	飯田市白山町2丁目 6199-1	0265-24-6480
丸 山		
渡辺医院	飯田市白山町 3 丁目東 3-2	0265-52-3777
森山医院	飯田市丸山町 2 丁目 6804-3	0265-56-3211
たけむらファミリー歯科	飯田市丸山町 1 丁目 2-2	0265-48-5855
東 野		

加藤医院	飯田市鈴加町 1 丁目 20	0265-22-1964
源田内科医院	飯田市宮の前 4423-8	0265-24-1550
代田耳鼻咽喉科医院	飯田市東和町 2 丁目 18	0265-22-3387
すきから医院	飯田市鈴加町 1 丁目 24	0265-53-1000
中島耳鼻咽喉科医院	飯田市高羽町 4 丁目 2-15	0265-22-1187
おおぎ整形外科	飯田市東和町 2 丁目 30	0265-22-1730
(一財)中部公衆医学研究所診療所	飯田市高羽町 6-2-2	0265-24-1505
かなえ歯科医院	飯田市宮の前 4441-1	0265-52-1755
宮崎歯科医院	飯田市高羽町 2 丁目 8-2	0265-24-2246
座光寺		
小坂クリニック	飯田市座光寺 3496-1	0265-24-3933
須田内科醫院	飯田市座光寺 3440	0265-21-1071
黒柳歯科医院	飯田市座光寺 3336-1	0265-23-8163
城歯科クリニック	飯田市座光寺 1810-1	0265-52-0055
松尾		
飯田市立病院	飯田市八幡町 438	0265-21-1255
輝山会記念病院	飯田市毛賀 1707	0265-26-8111
クローバークリニック	飯田市松尾新井 7067-1	0265-53-9608
松尾医院	飯田市松尾久井 2403	0265-22-3921
松村内科クリニック	飯田市松尾代田 1603-2	0265-23-6822
康野整形外科リウマチクリニック	飯田市松尾上溝 3152-4	0265-52-3535
つかはらおやかクリニック	飯田市松尾城 3945	0265-49-0853
アルプス歯科	飯田市松尾代田 1703-1	0265-22-0816
小澤歯科クリニック	飯田市松尾清水 4817-1	0265-22-1717
飯田市立病院歯科口腔外科	飯田市八幡町 438	0265-21-1255
杏林歯科医院	飯田市松尾 2402-1	0265-24-2788
まつした歯科	飯田市松尾明 5096-1	0265-49-6480
ひだまり歯科	飯田市八幡町 2130-7	0265-48-6686
歯科医院なかや	飯田市松尾常盤台 280-1	0265-48-5328
松野歯科医院	飯田市松尾上溝 2939-1	0265-24-0118
下久堅		
下久堅診療所	飯田市下久堅知久平 110	0265-29-6011
上久堅		
上久堅診療所	飯田市上久堅 7513-5	0265-29-7015
千代		
飯田市立千代診療所	飯田市千代 932-5	0265-59-2014
龍江		
伊藤医院	飯田市龍江 7058-1	0265-27-3040

竜 丘		
(医)羽場医院	飯田市駄科 536-3	0265-28-5151
みかさクリニック	飯田市桐林 1780-1	0265-26-3133
すずおか内科クリニック	飯田市駄科 1285-1	0265-48-5222
片桐歯科クリニック	飯田市駄科 719-6	0265-26-9999
しがき歯科	飯田市駄科 1292-1	0265-49-3250
川 路		
市瀬整形外科	飯田市川路 4825	0265-27-3311
平岩ウイメンズクリニック	飯田市川路 4938	0265-27-2067
市瀬歯科医院	飯田市川路 4825	0265-27-4188
今村歯科医院	飯田市川路 7524	0265-49-0815
三 穂		
飯田市国保三穂診療所	飯田市伊豆木 4321-1	0265-27-4139
山 本		
飯田山本クリニック	飯田市山本 3205	0265-25-5110
二ツ山歯科医院	飯田市山本 488-6	0265-25-3782
下井歯科医院	飯田市山本 3308	0265-25-7065
伊賀良		
かやの木診療所	飯田市中村 76-1	0265-25-8112
清水医院	飯田市三日市場 1065-5	0265-25-7152
まるやまファミリークリニック	飯田市大瀬木 1106-2	0265-32-1666
矢澤内科・循環器科医院	飯田市育良町 2-17-1	0265-21-6111
横田医院	飯田市大瀬木 993-1	0265-28-1655
山岡整形外科	飯田市北方 1742-1	0265-48-5439
くまがいクリニック	飯田市北方 2428-1	0265-49-0717
しまだ歯科クリニック	飯田市大瀬木 3878-1	0265-32-1182
田口歯科クリニック	飯田市北方 2452-1	0265-25-3111
三宅歯科クリニック	飯田市中村 1764-1	0265-48-0237
すみれ歯科矯正クリニック	飯田市大瀬木 797-1	0265-49-8280
鼎		
飯田中央眼科	飯田市鼎名古熊 567-1	0265-23-2670
飯田橋木下医院	飯田市鼎西鼎 615-1	0265-21-6151
健和会病院	飯田市鼎中平 1936	0265-23-3115
菅沼病院	飯田市鼎中平 1970	0265-22-0532
曾我医院	飯田市鼎東鼎 20-2	0265-22-1653
羽生循環器科内科	飯田市鼎一色 45-2	0265-24-1250
宮入皮膚科医院	飯田市鼎西鼎 583-2	0265-52-0022
村松眼科医院	飯田市鼎西鼎 600	0265-22-7333
木下クリニック	飯田市鼎切石 4087-6	0265-56-2566

宝クリニック	飯田市鼎名古熊 2511	0265-22-4114
Bell Clinic	飯田市名古熊 2501-1	0265-22-9522
JAみなみ信州歯科診療所	飯田市鼎東鼎 281	0265-21-4490
おおしか歯科医院	飯田市鼎東鼎 72-1	0265-24-1223
久保田歯科医院	飯田市鼎下山 699-1	0265-23-5596
いずみ歯科クリニック	飯田市鼎一色 268-1	0265-53-4182
さとう歯科医院	飯田市鼎中平 2000-2	0265-21-7550
西尾歯科医院	飯田市鼎切石 4325-1	0265-23-8148
向井歯科医院	飯田市鼎名古熊 2020-6	0265-21-4011
きらり歯科医院	飯田市鼎名古熊 2528-5	0265-53-3383
アップロード デンタルクリニック	飯田市鼎 2091-1	0265-21-6480
いいだの森歯科子ども歯科クリニック	飯田市鼎切石 4079-1	0265-48-8164
まきの歯科	飯田市鼎下山 1175-1	0265-48-5782
上 郷		
飯田市立高松診療所	飯田市上郷黒田 341	0265-22-5060
回生堂皮膚科クリニック	飯田市上郷別府 3345-11	0265-22-0511
慶友整形外科	飯田市上郷別府 3367-8	0265-52-1152
瀬口脳神経外科病院	飯田市上郷黒田 218-2	0265-24-6655
のむら内科医院	飯田市上郷飯沼 1808-1	0265-23-7000
フルタ眼科医院	飯田市上郷飯沼 1909-19	0265-53-7123
矢野子どもクリニック	飯田市上郷飯沼 1902-1	0265-52-0452
安達整形外科医院	飯田市上郷飯沼 1909-1	0265-21-0331
いちはし内科医院	飯田市上郷黒田 382-11	0265-56-0018
クリニックやながわ	飯田市上郷黒田 5807	0265-48-0630
こばやしクリニック泌尿器科皮フ科	飯田市上郷飯沼 1911-1	0265-48-0457
かみさと耳鼻咽喉科医院	飯田市上郷飯沼 779	0265-52-3933
しばたファミリークリニック	飯田市上郷黒田 1636-29	0265-48-0454
エルムクリニック	飯田市上郷別府 3373-3	0265-22-5666
南信州ハートクリニック	飯田市上郷黒田 779-1	0265-21-0810
にいみ歯科医院	飯田市上郷黒田 1486-2	0265-24-1181
松澤歯科医院	飯田市上郷飯沼 1797-1	0265-56-0456
松村歯科医院	飯田市上郷黒田 335-4	0265-23-0458
圭デンタルオフィス	飯田市上郷別府 1675-1	0265-24-5456
高陵歯科医院	飯田市上郷黒田 572-9	0265-52-0648
上 村		
飯田市立上村診療所	飯田市上村 844-2	0260-36-2050
飯田市上村国保歯科診療所	飯田市上村上町 846	0260-36-2089
南信濃		
山崎医院	飯田市南信濃和田 423-1	0260-34-2024

小澤歯科医院	飯田市南信濃和田 1083-3	0260-34-2114
村沢屋歯科医院	飯田市南信濃和田 1324	0260-34-2301
市 外		
松川町上片桐診療所	松川町上片桐 2849-3	0265-37-2010
下伊那赤十字病院	松川町元大島 3159-1	0265-36-2255
中塚内科循環器科医院	松川町元大島 3775-3	0265-34-1188
まつかわ在宅クリニック	松川町元大島 1560	0265-48-6761
下平歯科医院	松川町上片桐 3265	0265-37-2006
宮澤歯科医院	松川町元大島 1547	0265-36-2028
宮下歯科医院	松川町元大島 3265-2	0265-36-6161
米山歯科医院	松川町元大島 3807-1	0265-36-4188
しらかば歯科クリニック	松川町元大島 1380-2	0265-36-2124
後藤医院	高森町上市田 630-1	0265-35-2205
下伊那厚生病院	高森町吉田 481-13	0265-35-7511
竹村整形外科医院	高森町吉田 471-3	0265-35-2141
藤が丘内科	高森町下市田 227	0265-35-3300
山路医院	高森町吉田 475	0265-35-2198
尾地内科呼吸器科クリニック	高森町山吹 4534-1	0265-35-6311
高森眼科	高森町吉田 2293	0265-35-8282
高森レディスクリニック	高森町山吹 434-5	0265-48-8255
小林歯科・矯正歯科クリニック	高森町下市田 2934-30	0265-35-2316
しぶさか歯科クリニック	高森町山吹 5860-2	0265-35-1300
古谷歯科医院	高森町上市田 166-7	0265-35-1112
三浦医院	喬木村 849-10	0265-33-2030
にしじま歯科	喬木村阿島 869	0265-33-3118
金田医院	豊丘村神稲 549-4	0265-48-8488
水野歯科医院	豊丘村神稲 378-3	0265-35-8212
宮川歯科医院	豊丘村神稲 148	0265-35-2102
かみぬま歯科クリニック	豊丘村神稲 9079-3	0265-34-4550
大鹿村釜沢へき地診療所	大鹿村大河原 2436	0265-39-2766
大鹿村立診療所	大鹿村大河原 362	0265-39-2111
大鹿村梨原へき地診療所	大鹿村大字鹿塩 1260-5	0265-39-2278
飯田病院附属阿智診療所	阿智村駒場 465	0265-43-4180
阿智村伍和診療所	阿智村伍和 4555	0265-43-2507
橋上医院	阿智村駒場 359-1	0265-43-2118
阿智村浪合診療所	阿智村浪合 1335	0265-47-2200
阿智村清内路診療所	阿智村清内路 90-1	0265-46-2114
平谷村国保直営診療所	平谷村 1068-3	0265-48-2252
(医)健進会 佐藤医院	根羽村 1850-1	0265-49-2011

長野県立阿南病院	阿南町北条 2009-1	0260-22-2121
富草へき地診療所	阿南町富草 4014	0260-22-2512
和合へき地診療所	阿南町和合 875-5	0260-24-2854
新野へき地診療所	阿南町新野 1222	0260-24-3022
伊東歯科医院	阿南町新野 1147	0260-24-2425
JA みなみ信州阿南歯科診療所	下伊那郡阿南町富草 4216	0260-31-0108
下條診療所	下條村陽阜 1	0260-27-1191
中島医院	下條村陽阜 2731	0260-27-3577
小澤第二歯科医院	下條村陽阜 745-1	0260-27-3788
天龍村国保診療所	天龍村平岡 924-1	0260-31-0950
売木村国保直営診療所	売木村 695	0260-28-2014
売木村国保歯科診療所	売木村中央 695	0260-28-2014
泰阜村診療所	泰阜村 3256-1	0260-26-2003
みやじま歯科医院	泰阜村 8345-13	0260-25-2007

2 長野県の機関

長野県飯田児童相談所	飯田市大瀬木 1107-54	0265-25-8300
長野県飯田保健福祉事務所(保健所)	飯田市追手町 2 丁目 678	0265-53-0444
長野県飯田警察署	飯田市小伝馬町 1 丁目 3541-2	0265-22- 0110(in264)
飯田養護学校	喬木村 1396-2	0265-33-3711

3 広域の機関

飯田広域消防本部	飯田市東栄町 3345	0265-23-0119
飯伊圏域障がい者総合支援センター	飯田市東栄町 3108-1	0265-24-3182

4 市内の保育所・認定こども園

(私)飯田子供の園保育園	飯田市馬場町3丁目 501	0265-22-1389
(私)慈光幼稚園	飯田市伝馬町 2 丁目 31	0265-24-0415
(私)飯田ルーテル幼稚園	飯田市仲ノ町1丁目 7	0265-22-2213
(私)飯田仏教保育園	飯田市箕瀬町 1 丁目 2453	0265-24-0402
(私)飯田中央保育園	飯田市中央通り 2 丁目 9	0265-22-4134
(私)羽場こども未来園	飯田市白山通り 3 丁目 351-2	0265-23-1388
(私)風越こども未来園	飯田市丸山町 2 丁目 6728	0265-22-2389
(公)丸山保育園	飯田市今宮町 2 丁目 113-2	0265-22-2077
(私)入舟幼稚園・入舟保育園	飯田市宮ノ上 4730	0265-24-5350
(私)慈光保育園	飯田市宮の前 4410-1	0265-23-1390
(公)座光寺保育園	飯田市座光寺 1716	0265-22-1147
(私)松尾あかり保育園	飯田市松尾寺所 5645-1	0265-52-2289

(私) 慈光松尾こども園	飯田市松尾城 3796-3	0265-22-2244
(私) 聖クララ幼稚園	飯田市松尾代田 1420-1	0265-22-2916
(公) 下久堅保育園	飯田市下久堅知久平 940-2	0265-29-8055
(公) 上久堅保育園	飯田市上久堅 7606	0265-29-7053
(私) 千代保育園	飯田市千代 932-5	0265-59-2144
(公) 龍江保育園	飯田市龍江 4680	0265-27-3681
(公) 竜丘保育園	飯田市桐林 378	0265-26-8417
(私) 時又保育園	飯田市時又 329	0265-26-9208
(公) 川路保育園	飯田市川路 3467-2	0265-27-3202
(公) 三穂保育園	飯田市伊豆木 5451-14	0265-27-3774
(公) 山本保育園	飯田市山本 3340-2	0265-25-2440
(私) さくら保育園	飯田市山本 600-1	0265-28-1050
(公) 中村保育園	飯田市中村 1840-1	0265-25-7217
(公) 殿岡保育園	飯田市下殿岡 1020	0265-25-3707
(私) 伊賀良保育園	飯田市大瀬木 1103	0265-25-7123
(私) 育良保育園	飯田市北方 130	0265-23-5873
(私) 野あそび保育 みつけ	飯田市北方3489-132	0265-48-8007
(私) あすなろ保育園	飯田市育良町 3 丁目 15-2	0265-23-4656
(公) 鼎みつば保育園	飯田市鼎名古屋 2339	0265-53-3277
(私) 明星保育園	飯田市鼎切石 3928	0265-24-8020
(私) 鼎あかり保育園	飯田市鼎中平 2010-1	0265-23-2341
(私) ビバ・チャイルド	飯田市鼎上山 1815	0265-48-6335
(公) 上郷西保育園	飯田市上郷黒田 1488	0265-22-2441
(私) 高松保育園	飯田市上郷黒田 236	0265-22-4095
(私) 上郷なかよし保育園	飯田市上郷飯沼 784-1	0265-22-2440
(私) 勅使河原学園	飯田市上郷黒田 1881-1	0265-22-7720
(公) 上村保育園	飯田市上村 856-18	0260-36-2143
(公) 和田保育園	飯田市南信濃和田 2596	0260-34-2306

5 市内の児童発達支援センター

飯田市こども発達センターひまわり	飯田市松尾新井 5933	0265-23-6097
------------------	--------------	--------------

6 市内の地域型保育施設

保育室コッコロ	飯田市八幡町 592	0265-24-6220
八重のさくら保育園	飯田市毛賀 1707	0265-26-8111
川路おむすび保育園	飯田市川路 3467-2	0265-49-3067
自然保育のつばら	飯田市上郷飯沼 3545	070-4496-2018

7 市内の小中学校

丸山小学校	飯田市今宮町 2 丁目 113-1	0265-22-0580
追手町小学校	飯田市追手町 2 丁目 673-1	0265-22-5112
浜井場小学校	飯田市小伝馬町 1 丁目 3503	0265-22-5123
座光寺小学校	飯田市座光寺 1717-3	0265-22-1404
松尾小学校	飯田市松尾城 3800-1	0265-22-0819
下久堅小学校	飯田市下久堅知久平 940-1	0265-29-8003
上久堅小学校	飯田市上久堅 1995-4	0265-29-7004
千代小学校	飯田市千代 3166-2	0265-59-2102
千栄小学校	飯田市千栄 1530-1	0265-59-2020
龍江小学校	飯田市龍江 3591-1	0265-27-3039
竜丘小学校	飯田市桐林 336	0265-26-9036
川路小学校	飯田市川路 3477-1	0265-27-2011
三穂小学校	飯田市伊豆木 3778	0265-27-2047
山本小学校	飯田市竹佐 819-6	0265-25-2004
伊賀良小学校	飯田市北方 3872-1	0265-25-7208
鼎小学校	飯田市鼎中平 2472	0265-22-0562
上郷小学校	飯田市上郷飯沼 3118	0265-22-0257
上村小学校	飯田市上村 838	0260-36-2141
和田小学校	飯田市南信濃和田 1165	0260-34-2044
飯田東中学校	飯田市高羽町 3-16	0265-22-0480
飯田西中学校	飯田市正永町 1-1215	0265-22-0143
緑ヶ丘中学校	飯田市毛賀 426	0265-22-1469
竜東中学校	飯田市龍江 9205	0265-27-3169
竜峡中学校	飯田市川路 4370	0265-27-2163
旭ヶ丘中学校	飯田市大瀬木 3530	0265-25-2027
鼎中学校	飯田市鼎上山 2582	0265-22-0173
高陵中学校	飯田市上郷黒田 5485	0265-22-1163
遠山中学校	飯田市南信濃和田 950	0260-34-2047

8 市内の児童センター・児童クラブ

浜井場児童クラブ	飯田市小伝馬町 1 丁目 3503	0265-22-8656
橋南児童クラブ	飯田市本町 1 丁目 15	0265-52-6135
丸山児童センター	飯田市今宮町 2 丁目 113-1	0265-52-3463
丸山児童センター第 2	飯田市今宮町 2 丁目 113-1	0265-21-1023
座光寺児童センター	飯田市座光寺 1726-1	0265-53-2530
松尾あかり児童クラブ	飯田市松尾寺所 5645-1	0265-48-6979
松尾第1児童クラブ	飯田市松尾城 4014	0265-52-6050
松尾第2児童クラブ	飯田市松尾城 4014	0265-52-6050

松尾第3児童クラブ	飯田市松尾城 3800-1	0265-52-1151
下久堅児童クラブ	飯田市下久堅知久平 118-1	0265-29-7648
上久堅児童クラブ	飯田市上久堅 1995-10	0265-29-7201
千代児童クラブ	飯田市千代 932-5	0265-59-2144
龍江児童クラブ	飯田市龍江 3539	0265-27-4544
竜丘児童センター	飯田市桐林 245-1	0265-26-8614
竜丘児童センター第2	飯田市桐林 245-1	0265-26-8614
川路児童クラブ	飯田市川路 3457-1	0265-27-5160
三穂児童クラブ	飯田市伊豆木 3778	0265-27-2166
山本児童センター	飯田市竹佐 693-1	0265-25-8835
伊賀良第1児童クラブ	飯田市大瀬木 1106-1	0265-25-4222
伊賀良第2児童クラブ	飯田市大瀬木 1106-1	0265-25-4222
いくら児童センター	飯田市北方 130	0265-23-5873
鼎あかり児童クラブ	飯田市鼎中平 2010-1	0265-23-2341
明星児童クラブ	飯田市鼎切石 3928	0265-24-8020
鼎児童センター	飯田市鼎中平 2451-9	0265-52-0910
鼎児童クラブ	飯田市鼎中平 1958-3	0265-23-2162
上郷第1児童クラブ	飯田市上郷飯沼 3118	0265-52-5544
上郷第2児童クラブ	飯田市上郷飯沼 3118	0265-52-5544
上郷第3児童クラブ	飯田市上郷飯沼 3118	0265-52-5544

9 放課後等デイサービス事業所

一般社団法人ソーシャルデザインプロジェクト 丘のりんご	飯田市伝馬町 2-4-1	0265-24-7665
一般社団法人ソーシャルデザインプロジェクト オリーブ	飯田市知久町 1-18-1-2F	0265-24-7665
一般社団法人ソーシャルデザインプロジェクト ローリエ	飯田市小伝馬町 1-45-2	0265-24-7665
一般社団法人ソーシャルデザインプロジェクト 並木テラス	飯田市松尾町 2-28-2F	0265-49-9222
NPO 法人 ハートケア蒼い風 障害児サポートセンター ちゃむ	飯田市高羽町 1-8-4	0265-49-3211
NPO 法人 ハートケア蒼い風 障害児サポートセンター ぴーす	飯田市白山町 3 丁目南 1-6-1	0265-48-5229
NPO 法人くれよん ちっちゃいくれよん	飯田市座光寺 4851-8	0265-21-5070
NPO 法人日和向晴会 児童・共同支援センター かでる	飯田市座光寺 1419-1	0265-48-6338
NPO 法人 ぱれっと ちゃっぷりん	飯田市松尾上溝 3322-1	0265-21-0416
社会福祉法人松見会 時又保育園内 after school 虹	飯田市時又 329	0265-26-9208

(株)HEART 放課後デイサービス さくら	飯田市大瀬木 4338-2	0265-48-5671
(株)個別指導塾同立有志会 学習サポート スクラムプラス 飯田県校	飯田市鼎下山 856-5 下山ビル 2階 F	0265-49-4195
(株)ぴゅあ ぴゅあすくーる	飯田市上郷黒田 3325	0265-49-8307
(株)ぴゅあ ぴゅああんじゅ	飯田市上郷黒田 2089-11	0265-49-0138
NPO 法人 ニードケアプロデュース じよんのびハウス	飯田市上郷黒田 296-1	0265-23-8994
(株)みらい福祉会 みらいこども飯田上郷飯沼教室	飯田市上郷飯沼 3512-22	0265-52-1640
(株)みらい福祉会 みらいこども飯田上郷黒田教室	飯田市上郷黒田 2109-1	0265-49-8911
(株)みらい福祉会 みらいこども飯田鼎上山教室	飯田市鼎上山 3771-12	0265-48-0336
一般社団法人 天道会 チェリッシュ	飯田市座光寺 4753-6	0265-49-8143
一般社団法人 天道会 児童デイサービス てんとうむし	下伊那郡喬木村伊久間 15893-1	0265-49-8143
社会福祉法人 信濃こぶし会 指定児童デイサービスセンター グース	下伊那郡喬木村 6621-6	0265-33-7050
社会福祉法人 信濃こぶし会 パドルダック	下伊那郡喬木村 933-3	0265-33-5288
社会福祉法人 信濃こぶし会 アイビス	下伊那郡喬木村 1326-2	0265-33-3655
社会福祉法人ひだまりの郷あなん ひなたぼっこ	下伊那郡阿南町北條 1580	0260-22-3680
エコール親愛	下伊那郡松川町元大島 3020-6	0265-36-2700
(一社)やすおか命の牧場 児童デイサービス てんま	下伊那郡泰阜村 3296-4	0260-26-2588

10 市内の地域子育て支援関係機関等

子育てサロンおしゃべりサラダ	飯田市追手町 2 丁目 630-8	0265-49-5266
親子であそぼ ♪森っこ	飯田市丸山町 4 丁目 5500-1 (かざこし子どもの森公園内)	0265-59-8080
座光寺つどいのひろば	飯田市座光寺 1008 (旧大堤保育園)	0265-23-9666
わいわいひろば	飯田市松尾代田 610 (飯田短期大学内)	0265-22-4460
くまさんのおうち	飯田市千代 932-5 (千代自治振興センター内)	0265-59-2144
Kan Kan リトルスキッパー	飯田市川路 4992-5 (天竜峡温泉交流館「ご湯つくり」館内)	0265-49-8132
Kan Kan リトルジャイアント	飯田市伊豆木 5444-1	0265-49-8132
おしゃべりポトフ	飯田市山本 3378 (山本公民館大会議室)	0265-49-5266

アイキッズスクエアいくら	飯田市北方 130 (育良保育園併設)	0265-23-5873
ひだまりサロン	飯田市鼎名古熊 597-1	0265-52-2239
ゆるり飯沼	飯田市上郷飯沼 2241-1	0265-22-8690
飯田市ファミリーサポートセンター	飯田市東栄町 3108-1 (社会福祉協議会)	0265-53-3181

11 市内児童養護施設・乳児院

おさひめチャイルドキャンプ	飯田市仲ノ町 305-6	0265-22-3875
風越寮	飯田市砂払町 3-943-1	0265-22-1489
風越乳児院	飯田市丸山町 4-7490-1	0265-22-4127

12 飯田市主任児童委員

委員の氏名及び連絡先は事務局にお問い合わせください。

【事務局:こども課子育て支援係 0265-22-4511 内線 5346】

13 保健課 保健師

保健課 保健指導係	飯田市大久保町 2534	0265-22-4511(5531)
保健課 母子保健係	〃	0265-22-4511(5516)
座光寺自治振興センター	飯田市座光寺 2535	0265-22-1401(代)
松尾自治振興センター	飯田市松尾城 4012-1	0265-22-0091(代)
下久堅自治振興センター	飯田市下久堅知久平 118-1	0265-29-8001(代)
上久堅自治振興センター	飯田市上久堅 3769	0265-29-7001(代)
千代自治振興センター	飯田市千代 1170-1	0265-59-2003(代)
龍江自治振興センター	飯田市龍江 4517	0265-27-3004(代)
竜丘自治振興センター	飯田市桐林 505	0265-26-9303(代)
川路自治振興センター	飯田市川路 2363	0265-27-2001(代)
三穂自治振興センター	飯田市伊豆木 5451-2	0265-27-2032(代)
山本自治振興センター	飯田市山本 3378	0265-25-2001(代)
伊賀良自治振興センター	飯田市大瀬木 570-1	0265-25-7311(代)
鼎自治振興センター	飯田市鼎上山 1890-1	0265-22-7100(代)
上郷自治振興センター	飯田市上郷飯沼 3145	0265-22-2540(代)
上村自治振興センター	飯田市上村 754-2	0260-36-2211
南信濃自治振興センター	飯田市南信濃和田 1379	0260-34-5111

14 飯田市役所 関係課

保健課 保健指導係	飯田市大久保町 2534	0265-22-4511(5531)
保健課 母子保健係	〃	〃 (5516)
福祉課 障がい福祉係	〃	〃 (5714)
福祉課 生活福祉係	〃	〃 (5723)
保育家庭課 保育係(保育所、認定こども園、一時預かりなど)	〃	〃 (5735)

保育家庭課 家庭相談係(児童手当、ひとり親、DV・女性相談など)	〃	〃 (5737)
こども課 子育て支援係	飯田市本町 1-15(りんご庁舎)	〃 (5346)
こども課 発達支援係	〃	〃 (5343)
こども課 こども相談係	〃	〃 (5305)
教育委員会 学校教育課 学務係	飯田市大久保町 2534	〃 (3713)
教育委員会 学校教育課 児童クラブ係	〃	〃 (3715)
教育委員会 教育センター 教育相談係	〃	0265-53-8730

15 飯田市子育て支援ネットワーク協議会調整機関

こども課 こども相談係	飯田市本町 1-15(りんご庁舎)	0265-22-4511(5305)
-------------	-------------------	--------------------

参考文献

- ・長野県市町村児童虐待対応マニュアル（第4版） 平成29年3月 長野県
- ・体罰等によらない子育てのために ～ みんなで育児を支える社会に ～
令和2年2月 厚生労働省「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」
- ・子ども虐待対応の手引き（令和6年4月 改正版） こども家庭庁支援局虐待防止対策課
- ・要保護児童対策地域協議会のあり方に関する調査研究報告書 令和5年3月